

第38回平成23年9月与謝野町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成23年9月12日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時39分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	12番	多田正成
3番	有吉正	13番	赤松孝一
4番	杉上忠義	14番	糸井満雄
5番	塩見晋	15番	勢旗毅
6番	宮崎有平	16番	今田博文
7番	伊藤幸男	17番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	18番	井田義之
9番	家城功		

2. 欠席議員

11番 小林庸夫

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長補佐	飯澤喜代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長 (井田義之) 皆さん、おはようございます。

9月1日に開会の本定例会、きょうから一般質問に入りますが、2日から4日にかけて台風12号による豪雨がありました。和歌山、奈良県を中心に紀伊半島で、かつてない水害が発生しました。お亡くなりになられた皆さん、また、行方不明者の救助と、一日も早い復旧、復興を願わずにはおれません。当町でも行政の皆さんや下山田区、石川区の皆さんには災害のための待機をしていただきました。心より感謝を申し上げたいというふうに思います。

ここで町長よりごあいさつの申し出がありますので、これをお受けいたします。

太田町長。

町長 (太田貴美) 皆さん、おはようございます。

一般質問に入ります前に、先ほど、議長のほうからごあいさつがございましたけれども、先般の台風12号は、和歌山県と奈良県に甚大な被害を及ぼしました。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されました方々のお見舞いを申し上げる次第でございます。

今回の台風12号では、当町は幸いにも大きな被害がなかったわけですが、当町では9月2日、金曜日の午後4時に災害警戒本部を設置し、警戒に当たりました。3日の夜遅くから風雨が強まったため、4日の未明に野田川堂谷橋の水位が上昇し、氾濫注意水位に達したため、石川区と下山田区に自主避難所の開設をお願いいたしました。この自主避難所の開設に関しまして、9月5日、月曜日の午後8時45分からの京都ニュース845で与謝野町で避難準備情報発表ミスと報道されました。この件につきまして、ご説明をさせていただきます。

避難指示や避難勧告、また、避難準備情報につきましては、災害対策基本法に基づき市町村長が発令するものであり、発表後は速やかに防災行政無線などを通じて住民に周知するとともに、放送事業者にも連絡し、字幕テロップなどにより避難情報を伝達してもらうことになっております。今回、この情報を放送事業者に提供するに当たり、自主避難の情報提供に関する認識に誤解があり、自主避難という伝達する必要のない情報を放送事業者にお知らせしたため誤解を招き避難準備情報という報道がなされたということでございます。

今回の報道によりまして、町民の皆様にはご心配をおかけしたことと、その点についておわびを申し上げたいというふうに思います。ただいま申し上げましたように、報道に関します報告につきまして、皆様方にご報告をさせていただきます。申しわけありませんでした。

議長 (井田義之) それでは本会議に入ります。

まず、ご報告申し上げます。小林議員より欠席の届が出ております。宇野会計室長より欠席の届が参っており、代理として飯澤室長補佐に出席していただいております。

以上、皆さんにお知らせしておきます。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。15人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により、本日は6名の議員の質問を行います。

まず、最初に15番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

15番、勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） おはようございます。9月定例会第38回に当たりまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、かねて通告しております3点について、質問をいたしますので、理事者の答弁をお願いいたします。

まず、第1点目の質問は、去る8月18日に記者会見で公表されました国民健康保険税等の過大徴収があったことにつきましてお伺いをいたします。担当課の説明によりますと国民健康保険税約230万円、後期高齢者医療保険料額12万1,000円、また、合わせて老人福祉医療証の交付につきましても、誤りがあったとされております。なぜ、このようになったかにつきましては、データ入力の際、頭につける符号をつけていなかったというものだとの報告でした。しかし、その重要なことを入力する際、全く意識していなかった。特にマニュアルや担当課での引き継ぎの問題はありますけれども、例えば、国保の課税状況調査等に当たっても、その抽出してのチェックが十分だったのかなど、こういうふうに思っておるわけでございます。しかし、気になるのは、本当にこれだけの誤りなんだろうかと、このことでございます。

町長もよくご承知いただいておりますように、合併したときには集合徴収方式の10期の徴収でありました。翌19年度からは急に税目別徴収に変更されたことを思い出すわけでございます。なぜ、このようになったか、このシステムを10期徴収での異動処理に問題がありまして、消し込み処理と過誤調整にふぐあいがあったという結果で、これを改善するために約30項目のプログラムの改善に、新たな開発費が必要と、こういうことで断念をされ、この年度、税務課は増員をして、この問題に対処をされたと、人海戦術で当たられたと、こういうことがございました。その結果、せっかく均等に10回に払うというシステムでお願いをしたにもかかわらず、納付方法になれていただきました集合徴収というシステムを、ここで断念をいたしまして、地方税法に準ずるということで固定資産税、住民税、国民健康保険税、軽自動車税を別々に納付していただくことになったもので、多くの納税者から今日に至りましても、まだ、不満が出ていることを忘れてはならないと、このように思っているわけでございます。しっかりとシステム自体の検証をお願いしなければならない。なぜシステムについて問題を提起をするかと申しますと、むしろ老人福祉医療証の交付事務の誤り、この関係では現時点でも、まだ、その原因がはっきりしていないと、こういうふうに言われておるわけでございます。届け出た人は大変でございまして、むしろ私は会社側に責任があるという立場でSEの方と十分詰めていただきたい、検討していただきたいと、このように思っております。

地方税法では、5年たちますと時効があつて、町の責任であつても返還できないとされておりますが、今回は後期高齢者医療保険料で10万円程度の時効分があるとされています。地方税法第18条の3に規定されており、還付金に係る債権は、その請求をすることができる日から5年を経過したときは、時効により消滅すると、このように規定されているため、一見、時効で返せない、というふうに思いますが、今回のように納税事務自体はあり、納めた税金や保険料が本来の税額より高かったケース、これを可能というふうに言うわけでございますが、この場合の還付請求ができる日は、正確には課税した役場が減額の賦課を決定した日、正確には、その納税者に減額の賦課決定の通知が届いた日、この日になるわけで、今回のケースでは、あと5年近く

たたないと消滅時効はないのではないかと、こういう考え方も示されておるものもございます。

そこで全国の市町村の取り扱いを見てみますと、幾つかの市町村で過誤納の返還金支払要綱がつくられまして、還付期間10年、15年ということに定められて還付されています。また、この返還金の請求に当たっては、年率で7.3%の還付加算金をつけることが必要であります。このようなことがあっては困るわけですが、やはりこれは避けられないと、このようにも思っておりまして、今回の原因を含めて、その経過と対応の説明をお願いいたします。

2点目は、旧加悦加工場跡地で福祉施設用地の取得と造成工事について、副町長にお伺いをいたします。7月の入札会で用地造成の業者が決定し、作業が進められ、きょう現場に立ってみますと、大体工事も終盤に近く、先の見通しができたかなと思っておりますが、3月の全員協議会で説明を受けました面積よりかなり広い部分に埋設物がございます、工事の設計では1メートルの掘削ということでしたが、実際には相当深く掘られていると、こういうところもございまして、まず、用地造成工事の概要について、お伺いをいたします。したがって、相当事業量がふえたわけで、新聞の報道では、その埋設物の量は800トンと、このように報じられておりますけれども、予算の範囲内で工事は完了すると、こういう認識でいいのかどうかについてもお伺いをいたします。また、今日までの副町長の答弁では、京都府の上の立場にある人と話をしているということで、丹後織物工業組合を含めて交渉の状況は、現在どのようになっており、どのような見通しを持たれているのか、このことについてもお伺いをいたします。

去る6月15日には議会も、この執行について附帯決議をつけていることもございまして、ぜひはっきりと経過をお願いをいたしたいと、こういうことでございます。

私が非常に気になっておりますのは、昨年9月に取り交わされました京都府知事との仮契約書であります。この契約書の瑕疵担保条項、第5条では、乙、これは与謝野町長でございますけれども、乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足、または隠れた瑕疵のあることを発見しても価格の減免、もしくは損害賠償の請求、または、契約の解除をすることができないと、このようになっているわけでございます。

本来、瑕疵担保条項は、買い主が保護されることを、売り主が保護されるような条項、契約になっておると、これどうも理解がはっきりとできないと、こういうふうに思っておりまして、この契約書について説明をお願いをしたいと思っております。ここで考えられますのは、まだ、明らかにされていない京都府との約束があるのではないかと、このように思うところでございます。これを素直に読めば、これまで副町長が答弁をされてきた京都府との話では、この瑕疵担保条項を考えますと、あり得ないと、このようにも思いますけれども、このあたりの経過についても答弁をお願いいたします。

第3点目の質問に入ります。これは教育長に質問をいたします。ちりめん街道の活性化を目指す行動を提起しました商工会の提言書によりますと、活性化プログラムが生まれ、年間5万人の入込み客を目指すと言われております。街並み保存を活性化の軸にすえて、毎年、ハード面で積極的な取り組みが進んでいることを評価したいと思っております。去る7月には総務常任委員会で岐阜県恵那市の財団法人日本大正村を視察してまいりましたが、そのちりめん街道を考えますときに、まず、ここを見ておきたいと思っておりました。ここでまず、感じたことは旧明智町役場、これは明治39年に本格的洋風建築として建てられた。平成12年に文化庁の登録文化財となり、

立派な観光資源として使われている。この状況を見せていただきました。町の文化財保護政策につきましても、過日も明石の小峠での埋蔵古墳の発掘をはじめ古墳公園を評価するまでもなく、多くの報告書を見ても非常に先進的な取り組みがされ、ちりめん街道についても、街並み保存の運動として進んできたことを評価したいと思っておりますが、この街道の基幹施設とも言うべき旧加悦町役場、尾藤家住宅にかかわって文化財建造物として考えるとき、もうひとつ理解ができてくいと、こういうことを感じるわけでございます。

私は2年前でしたか、この議会におきまして、旧加悦町役場の活用について見解をお尋ねいたしました。それは旧加悦町役場の機能が十分生かされていないことにかかわっての見解は、木造建築物であることから、2階に不特定多数を上がらせることはできないと、これは耐震化の関係で、このようなことはやむを得ないと、こういうふう聞いております。私は京都府に直ちに旧加悦町役場の建物につきまして情報公開請求をいたしました。そして、その結果は、そういった紹介を受けたこともないし、そういう答弁をしたこともない。そういうことございまして、昨年の、この議会では、これは自由に使えるんだと、こういうふう所に所管課長から回答をいただいたわけでございます。しかし、当初、2階は行政書類等を展示する計画、このことございまして、これは頓挫したままでございます。そのために利用価値は半減をしておると、このように考えております。尾藤家住宅もですが、その利用について非常に制約がかかっていると、このように考えております。

文化庁の資料を見ましても、その活用については重要文化財建造物でも本来の用途とは大きく異なり、事務所や店舗、集会施設、博物館、さらにはレストランや結婚式場として使用される等、活用しながら保存をする。こういうことが、今、多く出てきております。保存とともに活用し続けることが非常に重要だとされております。さらに文化庁に聞きますと、例えば、建築基準法でも適用除外措置をとっております、これは利用する側がみずから適切な代替的な措置をとることを期待をしておると、このようにことでありました。このように近年の文化財建造物の活用への考え方が非常に変化をしております、例えば、従来の文化財保護の考え方では、文化財建物の中で飲食や物販はできないと、このように聞いてまいりましたし、そのような指導であったと思っております。しかし、このような博物館的保存では鑑賞者はふえず、文化の意味も歴史的な関心だけに限られていることが指摘されています。このことを考えますと、現在の姿勢は、この博物館的保存に思え、文化財保護政策としては、保護行政としては過去を踏襲していると、このように見えて仕方がないところであります。

私は、旧加悦町役場にしても、尾藤家住宅にしても基幹施設として、これらの施設が集客アップにつながらなければ全体のアップにはつながらないと、このように思っております。地域は運動体をつくり、努力をされておりますけれども、教育委員会の規制や指導が活力をそいでおると、このようなことはないでしょうか。法を超えて教育委員会の規制がかかり、観光資源の価値を堅持する。こういうことがあってはならないと、このように思っております。町の中で付加価値をつけたり、付加価値をつける商品をつくったり、町が推奨しております特産品を関係施設では売らない、見せるだけに後ずさりをしておると。その結果は本来、先頭に立つべき観光協会のような団体ですら黙っている結果になっている。このように思っております。

ここ数年の公民館活動の積極的な取り組みの中で、社会教育の視点で地域を考えると、この方

向に誘導がされてまいりました。しかし、教育委員会自体が、この中から学ぶ、変化する姿勢が全く見えてこない、このように感じる町民は多くあります。その意味で、この提言書に記述されております久美浜の稲葉本家は一步先んじている、尾藤家も、この方向を目指してほしい。この願いが、この提言書に書かれておりますけれども、教育委員会としては、どのようにこたえようとされておるのか、お伺いいたしまして、第1回目の質問を終わります。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 勢旗議員の一番目のご質問、過誤納返還金支払い要綱をつくり誤納付の返還をにつきまして、お答えいたします。

まずもって、今回の国民健康保険税等に係ります課税誤りにより町民の皆様大変ご迷惑、ご心配をおかけしましたこと、改めておわびを申し上げます。今回の課税誤りの原因は税務課の職員が課税資料をコンピュータに入力する際に必要なデータの入力を漏らしていたことと、保健課での確認が不十分なために生じたものでございます。今後は税務課と保健課の連携強化、データ入力の指導の徹底、入力データチェックの徹底、職員異動時の事務引き継ぎの徹底など、問題点のあった部分を改善し、再発防止策を図り、町民の皆様への信頼回復に努めてまいりたいというふうに考えております。

さて、地方税の過誤納金の還付等の決定につきましても、地方税法第17条の5更正、決定等の期間制限の第2項の規定により、税額を減少させる決定等は法定納期限の翌日から起算して5年を経過する日まですることができると定められております。今回の国民健康保険税の課税誤りでは、合併時点までさかのぼって調査をいたしました。この5年間の時効にかかります平成18年度分では誤りが生じておりませんでしたので、時効にかかるものはございませんでした。しかし、後期高齢者医療保険料につきましても、高齢者の医療の確保に関する法律第106条などにより2年の時効があるものとされており、今回、一部の方が、この時効にかかることとなりました。今回のように町の課税誤りであっても、同法の規定で時効により返還に制限が生じることとなり、このことは納税者である町民の皆様への立場に立ちますと十分に納得できるものではないというふう感じております。

そこで今回の後期高齢者医療保険料の時効にかかりますものも町費でお返しすることといたしました。国税では相続等に係る生命保険契約等に基づく年金受給者が年金として受給する生命保険金のうち相続税の課税対象となった部分については所得税の課税対象とならないという、いわゆる二重課税問題についての最高裁判所の判決を受けて、平成22年10月に5年を超え、納め過ぎとなっている所得税に相当する金額を特例還付金として支給する制度が時限的に創設されました。原因が二重課税ということであり、一概に本町の課税誤りと同一に扱うことはできませんが、町に誤りの原因があった場合は時効を超えるものについても何らかの救済措置があってもよいのではないかと感じております。

そこで税の場合、5年を超える返還金を考えますと、現状では課税資料が存在しないことなども考えられますので、事務処理の課題や還付する期間が10年がいいのか、還付金に対する利息的なものはどうするのか、さらにどのような場合に適用するのかなど、さまざまな問題が生じるものと思います。

しかしながら、今回のような町の誤りによる納税者に対する救済措置につきましては、国で言うところの特例還付金のようなものが需要ではないかというふうに思っておりますので、税のみならず、公共料金等も含めたガイドライン等につきまして、調査検討を指示したいというふうに考えております。

以上で、勢旗議員への、私からの答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 次に、私へのご質問についてお答えをいたします。

まず、造成工事の概要についてでございます。造成工事につきましては、本来は計画高にあわせて切り盛り等を行い、成形すればよいわけですが、今回の場合は広範囲にわたって地中に埋没物が存在している可能性がございましたので、計画高からさらに1メートル余分に掘削をすることとしました。その方法で埋没物に当たりましたら地域共生型福祉施設の建設に特に支障のない部分を除いて撤去をいたしております。

したがって、議員ご指摘のとおり撤去をする際には1メートルを超える掘削を行っております。

次に、工期内に完了できるのかという点と、補正予算の範囲内で工事は可能かというご質問にお答えをいたします。まず、工期についてですが、当初7月22日から8月31日までとしておりましたが、契約変更を行い、1カ月延長し9月30日までといたしました。その理由でございますが、1点目は積算の段階においては、平成22年度の工事の状況から見て、想定しております以上に、現実には用地中央から民間マンション方向に向けて基礎等と思われる多くの構造物が出現し、これを破碎しながら撤去する必要がありますので、多くの時間を要しているものでございます。

2点目は、用地北側に京とうふ加悦の里が使用されております水道管が布設をされており、豆腐等の製造に利用をされております。今回の福祉施設整備に伴い、この水道管が福祉施設用地内に残りますと、水道管の破裂、漏水等が起こった場合に、その原因の究明や修繕が厄介になりますので、布設がえをお願いしております。京とうふ加悦の里では、現在、諸手続中ではありますが、水道管の移設が済んでおりませんので、その範囲の造成が行えなかったことによるものでございます。

次に、工事費の見込みですが、6月議会で造成工事費1,900万円をお認めいただき、石本建設株式会社に1,547万9,100円で請け負っていただいております。先ほどの工期延長の理由でも述べましたように、予想以上に構造物が埋没しておりましたので、当初の契約額を超える見込みとなっております。また、用地北側の一部などで掘削が手つかずの状態となっておりますので、大変厳しい状況となっております。

次に、京都府及び丹後織物工業組合との交渉の状況と見通しについてのご質問ですが、京都府に仲介をいただき、京都府と丹後織物工業組合及び与謝野町の三者による会談を開催いたしました。会談では、それぞれの見解について胸襟を開いて披瀝し合い、課題の解消に向けて、それぞれの組織で検討することになりました。その後も関係者によります協議を行い、検討を行っている最中でございます。現在、その協議内容を申し上げられる段階ではございませんが、早急にまとめたいたいの思いは三者ともでございますので、現在、鋭意努力をしてまいりたいと考えており

ます。

次に、契約そのものに問題がなかったかというご質問ですが、特に問題はなかったものと判断をいたしております。

以上で、私からの勢旗議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 勢旗議員の私への答弁をさせていただきます。質問でございます旧加悦町役場等と、等をつけておられますのは、ちりめん街道内に存在します旧加悦町役場庁舎と旧尾藤家住宅のことを指しておられると理解いたしますので、ここでは旧加悦庁舎を例にとりまして、その活用に対して規制されております法的規制等の概要について説明をさせていただきます。一番初めの町の文化財保護行政に誤りはないかの答弁とさせていただきます。

議員、ご案内のとおり旧加悦町役場に、庁舎につきましては丹後震災後の昭和4年に建てられた洋風建築の建物で、震災の復興のシンボリックな昭和初期の建物として平成9年3月14日に京都府指定文化財に指定されております。また、役場としての機能を終えた後、平成16年から平成17年にかけて保存修理を実施し、平成18年から地元有志の方々に立ち上げられました花皆懂により1階を喫茶並びに土産物店として活用されてきました。その後、残念ながら平成20年、営業を閉鎖されました。現在は町観光協会が事務所兼観光案内所として活用されていることは議員、ご承知のとおりでございます。

さて、議員、ご指摘のように総務常任委員会で視察されました日本大正村の旧明智町役場についてですが、日本大正村の旧明智町役場は平成12年度に国の登録文化財に登録されております。ここで文化財保護法における国の登録制度と指定制度との違いについて説明をさせていただきます。国の登録制度とは、指定制度を補完するものとして主に全国に数多く存在します詳細な調査がなされていない近代的建築物を保護するための登録制度で、所有者の届け出を基本とします「緩やかな保護措置を講じる制度」であります。例えば、建物の外観や基本構造さえ保存できれば内部の改善、改良ができるといった面などを持っています。しかしながら、助成等の補助制度はありません。一方、指定制度は選考を重ねた重要な文化財のみが指定されるもので、建物を保護するための許可制で、強い規制と補助制度という分厚い保護を行っています。例えば、建物の外観や内部を問わず、全体の様式や構造、形状など原形のすべてを残して後生に受け渡していくというもので、そのための修理に伴う補助制度も整備され、その建物の重要性によって町指定、府指定、国指定と、段階的に指定され、補助金の額も段階的に高額となります。さらに国の登録指定文化財とも所有者が管理責任を負うことになっています。旧加悦町役場庁舎や旧尾藤家住宅は、京都府指定文化財に指定されておりますので、建物のすべてを後生に引き渡していく必要があります。

したがって、国の登録文化財である日本大正村の旧明智町役場と京都府指定文化財の旧加悦町役場とでは、保存の対応策が全く異なっているということ、まずご理解していただきたいと思っております。

次に、その活用に対して規制されております法的規制の概要等でございますが、旧加悦町役場の活用に対して規制されております法的規制は、建築基準法等関連法令の規制、消防法等関係法令の規制、バリアフリー新法の規制、文化財保護法関連法令の規制であります。まず、建築基準法

関連の規制についてでございますが、指定文化財である建物を在来の用途以外に使用する場合、現行法令による構造上の安全性について確認できない限り、許可していただけないことになっております。不特定多数の利用がある建物で地震等の災害を考慮した場合、京都府としては指定文化財である建物であっても構造補強なしでは認めていただけません。よって、事務所用途から他の用途に変更する場合は、建築基準法において安全性を確認し、構造補強を行わなければなりません。

次に、消防法等関係法令の規制についてですが、指定文化財である建物であっても、それぞれの使用目的に合わせて消防法関連法令による消防設備を設置する必要があります。現在、既に自動火災報知器設備や消火器、誘導灯などを設置しており、現行では問題がありませんが、使用面積によって必要な消防設備が異なりますので、使用面積を広げれば、その分の消防設備が必要となってきます。これには消防署の指導により対応する必要があります。

次に、バリア新法、正式には高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律ですが、それらの関連法令の規制については、現在、道路からの点字誘導や車寄せ部のスロープ、カウンター前のスロープ、便所へのスロープ等を設置しており、現行では問題ありませんが、2階を利用する場合は、さらに階段の段差、幅員等の問題をクリアするなど、また、点字表示などをするなど、新たな設備の設置が必要とあります。最後に文化財保護法関連の規制についてですが、すべての修繕について京都府文化財保護課の許可が必要となります。したがって、今後、旧加悦町役場を用途変更して利活用していくためには建築基準法の用途変更の適用を受け、京都府文化財保護課の指導のもとに、新たに耐震診断を受け、耐震診断の結果に基づいて耐震修理を実施する必要があります。また、福祉のまちづくり条例に沿った改修等の必要性がございます。今後は耐震診断、そして、耐震結果により耐震補強という京都府や文化財保護委員会と協議しながら研究していきたいとは存じております。

いずれにいたしましても、議員、ご質問の、当町における文化財保護行政に誤りはないかというご指摘でございますけれども、私どもといたしましては、文化財保護法、与謝野町文化財保護条例の法的な指針を基本といたしまして、平成20年に作成しました与謝野町文化財保護活用基本計画の基本理念に基づきながら進めているところでございます。

そしてまた、次に住民に考える姿勢を求めただけでなく、行政も学び変化することが必要だというご指摘でございますけれども、住民の皆さんだけでなく、私ども全国の史跡等の整備推進協議会等の会合、研修会等に出席させていただきまして、いろいろな活用の仕方等、研究をさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、私どもといたしましては、先ほどの説明申し上げました、法を遵守しながら、この文化財を活用していくことに努めていきたいと考えておりますので、その点のご理解いただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） それぞれ答弁をいただきました。まず、第1点目の町長の答弁をいただきました。いわゆる国保税等の関連でございますが、先ほどの答弁をいただいたんでは、今回は時効にかかっているのがあるんだけど、これは町費で返すように考えていると、こういうふうにお聞きしたんですが、そういう理解でいいかということ。その場合、いわゆる還付加算金をつけられ

るかどうか、このことについてもお願いいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 勢旗議員の2度目のご質問にお答えいたします。

国保税のほうにつきましては、今回なかったもので、後期高齢者の分について、そういった対応をさせていただこうかというふうに思っております。

還付加算金につきましては、つけてお返しさせていただきます。

1 5 番（勢旗 毅） それは7.3%と理解したらよろしいか。

町 長（太田貴美） その件につきましては、地方税法の還付加算金につきましては、第17条の4で年7.3%の割合で計算した金額となっておりますけれども、ただし、本法附則第3条の2、これ延滞金及び還付加算金の割合等の特例によりまして平成12年1月1日以降につきましては、当分の間、前年の11月30日経過時における商業手形の基準割引率及び基準貸付利率、これは旧公定歩合でございますけれども、年4%を加算したものとなっております、現在は4.3%ということでございます。

また、つけ加えますと後期高齢者医療保険料の時効にかかります今回の還付金につきましては、今回のみの措置として要綱によらず町長決裁を受けて還付するものでございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 町長、今、言われました、いわゆる特例基金割合ですね、この関係もございすが、私は7.3%が正しいと思っておりますので、研究をいただきたいことと、それから、私はこの固定資産税なんかの場合で見ますと、必ずこういうケースは起こる可能性があるというふうに思っております、私は要綱をつくっておくことが必要だと思いますけれども、先ほど町長の答弁では研究をしたいと、こういうふうにお聞きしたんですが、そういう理解でよろしかったでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりでございます。調査研究をさせていただきたいということでございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 今回のケースは、いわゆる低所得世帯の軽減が受けられなかったということで、こういうことになったわけですが、この場合、町は国に対して軽減費の補助金を申請をすることに本来ならなっていたはずなんですけれども、国保税の場合でも、これができていないということですから、明らかに、それは本来入ってくる金が国保に入らなかったと、こういうふうに理解をするわけですが、その総額は幾らでしたか、お願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 少し具体的なこととなりますので、保健課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 勢旗議員のご質問にお答えいたします。調査によりまして過去19年度から22年度、過年度に当たります還付する額、また、減額する額の総合計が186万8,900円でございます。したがって、府の基盤安定負担金につきましては、4分の3の補助をいただく

ということになっておりますので、その金額にかけます4分の3が影響してくる額ということになると思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） ということは100数十万円が本来、国からもらえるところが、このことでもらえなかったと、こういうふうに理解したらよろしいですね。

それでは、課長にもう1点、お尋ねするんですが、いわゆる先ほど町長が言われました5年の関係ですけれども、除斥期間というのがありますね、地方税には。このことについては今回の場合、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

議長（井田義之） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時19分）

（再開 午前10時19分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 除斥期間等につきまして、ちょっと不勉強で、調べさせていただきたいと思いません。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私どもの人口規模では、そのシステムができてから5年ぐらいたって、初めて、あっこれは違っているなというケースが、私は出てくるというふうに思うんです。したがって、その辺で十分、原課が検証をしていただきたいなど。それで現在の契約の仕組みでは、いわゆるシステムができますと、そこで検収調書に判を課長が押されます。そうすると1年間しか保証期間はございませんから、したがって5年先に行って、そのシステムに問題があるといっても、これはもうできないことになっているんですよ。

だから、私は、この検収制度そのものというか、今の保証制度そのものに問題があるというふうに思っておるんですけどね、一つそういったことでとらまえていただかんと、私は今後も出てくるのではないかなというふうに思っております。

それでは、次に副町長にお尋ねをいたします。まず、副町長、この契約のことについてお尋ねをしましたが、答弁では特に問題はないと、こういうふうに判断をいただきました。ところが、これはどうも、私どもは理解ができにくいんですよ。といいますのは、この契約は、私の考えでは、むしろ公序良俗に反していると、したがって、この契約そのものが成り立つのかどうかという危惧を持っております。と申しますのは、いわゆる今、府県と町は同じ立場でございます。それが一方的にといいますか、京都府の立場だけ主張された契約書になっていると。しかも、本来、瑕疵担保条項は、いわゆる買ったほうが守られるためについている項目なんですよ。買ったときはわからなかったから、補償請求すると。ところが今回の場合は、売ったほうがつけていると、こういう契約というのは、私はどうしても理解できないんですけれども、そのあたりについて、このことが起きてきた経過、これをつけられるに至った経過、このところをもう少し詳しくお願いできませんか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員、お尋ねの京都府から本町が買収をいたしましたときの契約書第5条、瑕疵

担保の条項でございます。乙は、すなわち与謝野町ですが、乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足、または隠れた瑕疵のあることを発見しても価格の減免、もしくは損害賠償の請求、または契約の解除をすることができないという条項がございます。今、議員がるるおっしゃいました、いろいろとご高説を拝聴いたしましたが、京都府が、この間、たくさん府有地を売却をされております。今回の本町との契約に限らず、すべて土地の売買契約には、第5条の瑕疵担保の条項を入れておるといふことで、京都府内部で一定の整理をされた契約で、法的な問題、今、言われましたようなことも考えられるのだらうと思っておりますけども、その辺は一定、整理をされておるといふふうを考えておりますので、問題はないであらうという認識をいたしております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 副町長、これでいきますと、もう町が文句を言うことは、私はできないと思うんですけども。それを今、これを副町長は話を一生懸命やってもらっておると、むしろ京都府も、これで、この契約があるのに金を払ったりすると。あるいはまけたりすると、京都府が今度は困られると、何だと、こういうことに、私はなると思うんですけどね。町の顧問弁護士である置田先生は、この見解については、どういうふうに副町長は聞いていらっしゃるでしょうか。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） ご質問の趣旨は町の顧問弁護士とも相談をしたかと。

1 5 番（勢旗 毅） されておるだらうと思うんですけどね。

副 町 長（堀口卓也） この問題につきましては、早い段階からいろいろとご相談に乗っていただいております。今、議員が言われましたようなことも、この間、相談はさせてもらっておると思いますが、議員がおっしゃっていますのは、この契約自体が。

1 5 番（勢旗 毅） 無効ではないかと言っておるんですよ。

副 町 長（堀口卓也） 無効とか公序良俗に反するのではないかというあたりの照会は、相談はいたしております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 民法では売買契約は口頭でしようが、書き物でしようが、それはもう別に構わんと、こうなっておるんですが、不動産の売買の場合は必ずですね、後でいろんな問題が出てくると、そういうことから原則的には契約書を交わすことになっている。これもよくご承知のところだと思っておりますが、しかしながら、副町長、この条項というのは、買った側が守られるべき条項なんですよ。しかも、これでは1年なんですよ。いわゆる1年たったら、もうこの契約、契約してから1年たったら、これは文句を言うことができない、民法では。そうしますと、これ去年の9月ですから、文句を言う気はないと思っておりますけども、9月ですから、もう1年来るんですよ。もう後10日ほどで、この契約日が29日でしたか。したがって、私はこの契約は、しかしながら、これは京都府が全部、今、副町長のお話では全部やっておられると言われるんですけどね。どうも前近代的なといいますか、いわゆる上と下の関係、府県と市町村との関係の時代の、私は遺物みたいに思えてしょうがないんですけどね。したがって、この契約がある以上、私は、この話が進むことは難しいんじゃないかなと思うんですけども、十分弁護士とも検討をいただかないかなと思っておりますけども、何か、私、先ほどお尋ねしたように京都府とに別の約束とか、そういうこと

は全くございませんでしょうか、そのところを。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 京都府と本町との売買契約書の第5条、瑕疵担保の条項があってという話は、この間の議会の答弁でもさせていただきました。そのときにも申し上げたかと思うんですが、この第5条があることは京都府もちろん、本町も十分認識をいたしております。そういった中で、あそこの加工場の跡地に町の重要課題である福祉の関連施設を総体的に整備をするという事業に対して、京都府からも大変評価をいただいております。そういう中で一定の支援をしていきたいというお話を京都府から承っております。

先ほども申し上げましたように、第5条があるというのは双方、認識いたしております。その上で、さっき申し上げましたように施設整備に一定の支援をしていただけるということで現在、話し合いを進めております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 副町長、思いや、それから現在、京都府が、こういう格好で支援する。これはわかるんですよ。しかし、この契約は、これはもう法律的に、私は成り立っておらんというふうに思えてなんののですけどね。こういうことは内部でも、このいわゆる課長会も含めて一定の、このことは議論をされたと思うんですが、そういう意見は特にございませんでしたでしょうか。この契約は、普通は、もう通らないと、私は思っているんですよ。そこのところをもう1回、聞かせていただけませんか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほども申し上げましたように、京都府はほかの案件でも土地の売買契約、この本町との契約、同じものをすべて使っておられます。この契約を締結するに当たっては、当然ながら京都府内部でも法政室あたりで十分な研究がなされておりますので、議員がご心配されておりますような無効であるとか、あるいは公序良俗に反するというようなことはないものというふうに考えております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これ以上は、この問題は、この辺にとどめたいと思いますけれども、これは副町長、これから契約も、町もいろいろとしていただかんなん。そういう場合、契約というのを一方的につくったらいいと、法律の一つの枠の中で、これはもうぜひお世話にならんなんということですから、ぜひとも、このことについては置田弁護士とも、顧問弁護士とも相談をされまして、私はしておかないと、京都府も困られると、この契約では。そういうことを申し上げておきたいと思っています。できるだけ早く、ひとつ善処をしていただいて、この議会にも附帯決議もつけていると、そういうことも踏まえて対応していただきたいし、それから契約書自体を、あまり安易に考えていただくというのは、非常に危険だということを申し上げておきたいと思っています。

次に、教育長にお尋ねをしたいと思っています。時間が大体きましたんですが、先ほど回答をいただきました。そういう消防法の関係も建築基準法のこと文化財保護課にもお聞きをしましたけれども、それはそれとしまして、もう1回、この文化財の保存と活用について教育委員会の考え方、基本的な、このことを再度、お聞きをしたいのと。

それから、担当課長も加わって、この商工会の、この提言書というのができています。この中では久美浜の稲葉本家というのは、ここよりも先へ行っていると、こういう評価がされているんですよね。このことについて教育長は、どのように思われますかということで、その2点を質問をして終わりにしたいと思えますけれども。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。文化財の活用につきましては、議員、ご指摘のとおり、私自身といたしましても、ともすると保護をしていく、いわゆる議員の最初のご質問の中にございましたように博物館的な、そういう保守的な傾向が非常に強うございます。そのことは事実、私も存じております。しかしながら、法のほうでも文化庁等の指導のほうでは、どうぞ活用してください、活用してくださいと、いろいろ申されます。しかし、いろいろやっていますと、どうしても保護が優先したような指導に、最後はなってくるというのが現実でございます。

しかしながら、そればかり言っておりまして、宝の持ち腐れというようなことには、あつてはならないと思っておりますので、その法的な規制の中でいかに活用を図っていくかというのは、文化財保護行政の中の大きな課題だと、そのように認識しております。

私どもといたしましては、保守的になるのではなしに、やはり大きく言えば攻め、積極的な保護施策、つまりいかに活用するかということが大切なことだと思っております。そのように取り組んでいる所存でございますし、今後も取り組んでいきたいと、そのように思っております。

それから、久美浜の稲葉邸との、一步進んでいるという話がございましてけれども、確かに旧稲葉邸におきましては、私ども、よく存じております。地域の方々、指定管理者と一緒に積極的に関わり、その場を使いながらいろいろな取り決めをされております。例えば、生涯学習の場として陶芸教室なんかをやったりしておりますけれども、建物それ自身、また、敷地それ自身の基本的な違いというのはありますから、即、それがまねできるかというものでもございませぬ。やはり、その土地と、それから、その建物、それらをどう生かしていくかということが大切ではないかと思っております。

私自身といたしましては、本町のちりめん街道につきましては、現在、今までちりめん街道を守り育てる会の方々、これは尾藤家の指定管理者になっていただいておりますけれども、そしてまた、地元の加悦区も中心になりながら、いろいろ研究、工夫しながら、その活用に努めておられます。その点につきましては、敬意を表し、感謝申し上げておる次第でございます。

それからまた、今回、議員、ご指摘のように商工会が、ちりめん街道活性化調査研究会を立ち上げられまして、そして、1年間、調査研究をされまして、町長に提言書を出されました。私といたしましても、立派な提言書だと思っております。それらを参考にしながら、私ども、ちりめん街道を守り育てる会、そしてまた、加悦区の皆様方と協調しながら活性化に取り組んでいきたいと思えます。

いずれにしても行政が、皆様方の取り組みを支援していくことは非常に大切でございますので、その立場に立って活性化に努めていきたいと、そのように思っております。以上、答弁とさせていただきます。

15番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（井田義之） これで、勢旗毅議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

10時55分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時54分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、3番、有吉正議員の一般質問を許します。

3番、有吉議員。

3 番（有吉 正） それでは、私は町長に3点ばかり質問をいたします。

まず、1点目、岩屋小学校運動場の裏山に治山ダム建設に向けて、その準備をとということで質問をいたしたいと思います。

ことしの5月30日でしたか、台風2号で、これは毎年のように、豪雨のたびに裏山、運動場の裏の山から土砂が入り、運動場に進入してくるということが起こっております。治山ダム建設を、これは京都府にさせていただくわけなんです、保安林でないとつくれないと聞きます。保安林でなければ保安林にしていく必要がございます。そのためには地権者の同意をとらなければならないのかどうか。また、保安林にするとどういった規制が、制約があるのか、その点を伺いたいと思います。今は治山ダムも土砂を取るにより、また、その土砂の堆積を待って、その間、ダムを有効に生かすということもとられております。そのためには工事用道路も、そのための、つくる工事用道路、また、土砂を撤去する道路も考えておく必要があります。つくってもらうためにも今からできる準備はしていくことが肝要だと思います。町長の今後の方針を示していただきたいと、このようにまず、1点、質問をいたします。

次に2番目の質問、有害獣対策、地域を囲む柵の設置の地元負担金について、町長に質問をいたします。農林課より6月30日付で区長、農事組合長、中山間集落協定代表者あてに平成23年度有害獣防除施設設置事業に係る要望の再調査がありました。私は岩屋の上地集落という中山間の集落の代表をしておりますので、私あてにも来ております。その補助金については、内容につきましては、一つ材料費プラス設置手間にかかる経費の70%。二つ目、地元で完全自力施工を行う場合は、材料相当額の定額補助をすると、いわゆる材料費は買うから地元で、この柵を設置しなさいということでもあります。注意として1、2のどちらか決定して申請してください。自力施工は区民、農業者によるもので、業者発注する場合は1にしてくださいと、このような内容であります。私の地元の岩屋の場合は、区の臨時総会を開いて、区の基金で地元負担金を出し、業者依頼をして前向きに取り組むことになりました。しかし、お金もなく区民、農業者で自力施工もできなく、申し込みを見送られた地域もあるのではないかと思います。私にもほかの地域の農業者から行政で全部してほしいと、そういった声も聞いております。ただ、そうなった場合は、申し込みも殺到して非常に、ここの辺が難しいところではないかなと、このように思います。

昨日、岩屋も運動会がありまして、私も少し行かせていただいていたわけですが、その校庭もシカの足跡がたくさんついております。それから、きょうの朝、山田のちょっと、よその田んぼを見ていこうと思ひまして、薄暗いうちにずっと野田川を歩き回っておりましたら、山田から四辻に向かう道中、江中の府道宮津養父線で左側から四辻になるわけですが、上山田、江中のと

ころ、横断歩道をシカが親子で横切っております。これが今の現状でありまして、きょう、議長や町長の話でも大変、せんだっての9月2日、3日、4日の台風12号、奈良県、和歌山県、大変な災害があります。しかし、先ほどの岩屋の小学校の運動場、また、今のシカの話、これも自然災害だと私は思います。もう岩屋だけの問題ではない。農家だけの問題ではないと、こういった状況には今は来ていると、このように思います。一つ地元負担金、あるいは自力施工が厳しい、そういった地域もできるように、いい手だてを考えていただけたらなと、このように思います。

最後に3点目、200円バス、これは町でやっておる「ひまわり号」ではございません。この地域の公共交通機関である丹海さん、宮津市、伊根町、会社との話し合いは進んでおられますか。京丹後市は早く取り組まれたわけで、例えば、与謝の海病院に行くよりも、私のところから中央病院、峰山の中央病院に行くほうが安いと、こういった現実があるわけでございます。いろんなことを乗り越えて地域の足のために200円バスを進めていただきたいと、このように思います。

以上、町長に質問いたします。1回目の質問を終わります。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 有吉議員、ご質問の一番目、岩屋小学校運動場の裏山に治山ダム建設に向けての準備について、お答えいたします。治山ダムの建設などを含む治山事業は、保安林を守り育てることによって山くずれなどの山地災害、溪流荒廃などによる土砂災害から住民の生命、財産を守ることや、森林が持つ水源の涵養機能を高める、さらには緑豊かな生活環境の保全、形成を進めることなどを目指して実施いたします。言いかえますと、治山事業を実施するためには、そこが保安林であることが前提となっています。また、保安林を指定するに当たっては、地権者に同意をいただくことが必要で、法的強制力をもって指定することはできません。保安林に指定されますと、その森林に対し、一定の制約がかかってまいります。例を申し上げますと、森林ごとの要件にもよりますが、すべてを伐採する皆伐や天然林で選んだ木を伐採する択抜を行う場合に許可が必要となり、人工林での択抜や間伐をする場合に届け出が必要になります。ほかにも土地の形質変更に対しての許可や伐採後の植栽義務が課せられる場合もあります。また、それとは逆に各種税金の免除や控除、造林補助金の待遇や伐採を禁じられることにより経済的損失をこうむる場合には、その補償が受けられる、そうしたプラスの側面もございます。

いずれにしましても、所有者に対して保安林の指定をお願いする場合には、このようなことを十分に説明し、理解を得ることが必要になってまいります。

次に、ご質問の、この現地につきましては、既に農林課において京都府丹後広域振興局とともに、現地踏査を済ませておりまして、昨年度、京都府に対し平成23年度以降の府営治山事業実施要望箇所として要望をいたしております。しかしながら、本年度、与謝野町におきましては、府営治山事業を5カ所、府から委託を受けて実施する災害に強い森づくり事業を2カ所実施しており、他市町と比べましても、多く地域間のバランスからいって、すぐに採択されるかは不透明であり、当面、当箇所については土砂の堆積に対する沈砂地の設置等を検討しなければならない状況であるというふうに考えます。

議員が言われますとおり、できる準備は今のうちにさせていただくことが大切であるというふうに考えますが、中でも地権者及び地元のご理解とご協力について岩屋区を中心として一定の合意

を形成し、機運を盛り上げていただければ、町からも京都府に対し強く要望することができ、早期着手となる可能性が高くなるものというふうに考えております。

町といたしましても積極的にご協力をさせていただくつもりでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

議員、ご質問の2番目、有害獣対策としての地域を囲む柵設置の地元負担金についてにお答えいたします。議員、ご指摘のようにシカ、イノシシ等による作物被害は年々増大し、さきの町政懇談会でも対策強化への意見が多くのお会場で出されました。今、農家の皆さんにとって有害鳥獣対策は最大の課題であるといっても過言ではないというふうに考えます。有害鳥獣防除施設の整備は電気柵の設置に始まり、旧町のと時から取り組まれています。近年では電気柵の設置だけでは防除仕切れないため、フェンス、プラス電気柵にするところがふえております。さらに今までのような部分的な対応では不十分だとして昨年度、滝、金屋地区及び香河地区においては集落全体を囲む柵が設置されたところでございます。完璧とまではいかないものの、この事業の効果は大きいことが確認されているとともに、柵で囲んでいない隣接集落は逆に被害が拡大するという結果をもたらす、集落を囲む柵設置事業の要望が多く寄せられるようになりました。

今日までの有害鳥獣防除施設の整備事業につきましては、府の緑公共事業及び未来づくり交付金を活用し、資材費の60%から70%を補助金として施設整備を推進してきました。一方、国においても平成23年度限度の補助事業として鳥獣被害防止総合対策事業が実施されることになりました。この補助事業は資材費と施工費の50%補助、もしくは自力施工の場合、資材費を全額支給するという有利な事業でございますが、麦、大豆、そばといった戦略作物を守るための防除柵であることが条件となっていたため、事業実施を見送った経過があります。

その後、この条件が撤廃されたことから、府下で発生する入札残を見込み、事業実施を要望することにしたものでございます。各農事組合等への年度途中の際の要望調査に当たっては、これまで実施してきた事業と同じく町単費で20%の上乗せ補助を実施すること。さらに施工費についても、ゼロであったものを70%補助とすることを担当課、財政担当課、理事者で調整し、6月23日に開催された農事組合長会で説明したものでございます。議員のお示しの文書は、その際、配付させていただいたものでございます。この会議の席上、集落全体を囲む柵の設置は事業費が大きくなり、農事組合だけでは対応できない、区で取り組むことも考えてもらうよう区長にも説明してほしい旨の意見が出されました。

こうしたもとで岩屋区では区が事業主体となり、事業を実施することを7月10日に区臨時総会を開催して決定されたとお聞きしています。有害鳥獣防除施設設置を自治区が事業主体となり実施するという事は、町内では初めてであり、モデル的なケースとして、ぜひとも成功させていただきたいとして、事業実施ができるよう予算確保に努めてきました。その結果として、岩屋区が要望されておりました事業量、100%に加え、他の7地区からの要望についても、すべて事業が実施できる見込みとなりました。施工総延長4万3,700メートル、総事業費は1億3,500万円、約8,500万円の国庫補助金でございます。少し長くなりましたが、まずは事業内容と経過につきましてご説明させていただきました。

岩屋区の事業実施を聞き、他の区からも財政負担できない区でも事業実施できる方法を考えてほしい等の意見が担当課に寄せられています。農林課内で協議を重ねた結果としまして、資金貸

し付けをして事業実施が可能となる方策を今回、立案し、現在関係する機関と最終段階の調整に入っております。この事業実施に係る予算につきましては、今回、議会中に追加補正予算として提案させていただき、稲収穫後に施工できるようにしたいというふうに考えております。追加補正予算をご審議いただくころには資金貸付制度の具体的な説明をさせていただけるのではないかとこのように考えておりますので、もう少し検討期間をいただきたいというふうに思います。

次に、ご質問の3番目、200円バスの進捗状況はご質問にお答えいたします。200円バスは幹線である丹海バスの乗車運賃の上限を200円とするもので、平成17年10月から京丹後市の一部路線で試行され、翌年からは市内全域に拡大、平成22年9月までの4年間の実績として利用者が約36万人と、2.1倍に、また、運賃収入も25%増加するといった成果を上げられているもので、既に議員の皆様もご存じの内容かと存じます。この上限200円バスにつきましては、宮津、与謝地域でも導入を願う声があること。現宮津市長がマニフェストで200円バス導入を掲げ当選されたこともあり、これまで丹海さんにご協力をいただきながら宮津市、伊根、与謝野町の担当者レベルで研究させていることを、これまでの議会でも答弁をさせていただいてまいりました。

この担当者レベルの研究では、各市町の公共交通の現状や京丹後市の取り組み成果を情報共有するとともに、京丹後市と同様に路線の端から端まで、上限200円とした場合の行政支援額等のシミュレーションを行ったところ、利用者がふえず、現状の利用人数にとどまった場合、行政支援額が大幅に増加すること。また、現在の支援額に抑制するためには、相当の利用者増加がなければならぬことが確認でき、また、路線の端から端まで上限200円にすることにこだわらず、違う低料金の運賃制度の研究が必要との報告を受けました。この結果を踏まえ、当町といたしましては、目の前に他の行政課題が多数ある中で、また、現在、京都府が事務局となって府、県、沿線市町が検討を進めております北部地域総合公共交通検討会でKTRのあり方を検討している状況において、低料金バスの検討を早急に取り組むことは手戻りになるという可能性もあり、一定期間を置くという判断をしていたところでございますが、宮津市と伊根町からKTRの沿線でない伊根町と宮津市京北地域においては路線バスが唯一の公共交通であるため、伊根町から岩滝を経由して上宮津へ行く系統を先行して導入する研究を進めたいと、8月初旬に担当課へ提案があったところでございます。

この提案に対しまして、当町からは一部地域のみを先行導入を前提に研究を進めるのではなく、宮津、与謝地域を一つのエリアとして研究し、その研究結果を踏まえて判断させていただきたいこと。また、担当レベルの任意の研究ではなく、正式に自治体として低料金バス導入の検討を行う必要性を確認するため、去る8月22日開催の2市2町首長による広域連携会議において宮津、与謝エリアを中心とする低料金バスの検討を進めることについて正式に確認したところでございます。これを受けまして、早速8月30日に1市2町の担当課及び丹海さんによる第1回会議が開催され、正式な検討会としてスタートしたというのが現在の状況でございます。なお、繰り返しますが、宮津、与謝地域を一つのエリアとして低料金バス導入の検討を行い、その上で要請支援額の状況など、検討結果を踏まえて今後の判断をさせていただきたいというふうに考えておりますので、実施の有無をはじめ、これからの検討になりますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で、有吉議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） 1点目の質問の治山ダムの建設なんですけど、現実には動いているような、あとは地元のご努力というのか、その辺のことを町長は言っておられたんではないかなというふうに思いますが、ある意味、きちんと、それを保安林でなかったら保安林にしていく必要があると。それから、地権者に保安林にしたら、こういうデメリットもあるけれども、こういうメリットもあるというようなこともあわせて、やはり所管が農林課なら農林課から町としては、こういうことを考えておるので、そういう点を協力いただきたいというような形をきちんと、私はとっていく必要があるのではないかなと、このように思います。

まず、この点をお伺いいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういったことも必要かと思えますけれども、まずは、やはり地元が、こういう状況の中で何とか府のほうへお願いする、そういう中身につきまして、やはり機運を盛り上げていただくということが大事かというふうに思えますし、それについて町としてできる、そうした支援というものは、バックアップといいますか、それについてはさせていただきたいというふうに思えますけれども、それらをまず、お願いがしたいなというふうに思えますことと。先ほども申し上げましたけれども、非常に要望が多くて、今の段階でたくさんの要望を上げている中で、今すぐということには、なかなかならない。その間の準備をということでございますので、そうした機運を盛り上げていただくことをしていただくことが、まず、大事かなというふうに思っております。

その場所については、もう旧町のときからでございましたから、十分承知はいたしております。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） これは水かけ論になるので、これ以上は言いません。ただ、やはりそういったことというのは、どちらが先か、よくわかるんです、言っておられる意味は。だけど、やはり行政としても基本的には、こういう考えを持っておりますから、こういうことをお願いできませんかと。それができると、一応、いわゆる環境整備ができるわけですから、法的な。あとは、このキャッチボールをしながら、府のほうにお願いもしやすい。これは来年できなくても再来年でも、それは今の状況を見ていると、毎年のように、そういった豪雨のたびに、ああいう問題が起きるわけですから、やはり現場というのは教育委員会になるわけですし、ただ、所管は教育委員会に関係しても、やることは教育委員会だけの問題ではないと、そういうふうに思いますので、こういう点もあわせて町長にお願いをしておきたいと、このように思います。

それから、2番目の有害獣対策、この地元負担金、あるいは負担金はなくても材料を買われて、それを地元の農家なり区民で設置をすると、その両方が難しいという、例えば、隣にできた、もう来るのが必須だと、だけど、どうしたらいいだろうという方への、そういう地域への答えがいただきたいんです。

先ほどの町長の答弁では、今の事業のための貸付金のような、私はちょっと受けとめ方をしたんです。ただ、そういった地域へ貸付金をするのはいいです。例えば、金利が安いとか、あるいは金利はなしとか、だけど、今度それを、だれが返すのかと、そういう問題が必ず起きますので、

それについてちょっと確認という意味で合わせて質問をさせていただきます。まず、この点、お願いいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 従来の、そうした区の取り組みもですし、財政的負担ができない区であっても、そうした事業実施ができるような、そうした貸し付けを今回、考えさせていただいたということでございます。もちろん返していただきますのは、そのお借りになった方が返していただくという形になります。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） どうもちょっとピンとこないんです。それは今度、提案されると、今議会にということで、それをあわせてみたときに審議ができるのでしょうか、きちんと事務レベルのことが、例えば、今回の事業だって、仮に総額で2,000万円かかるとします。そうなったときに、今度、貸付制度ができたわけですけども、基本的には町の貸し付け、町の補助金の貸し付けですから、今度の6月でできた貸付制度には乗らないであろうというふうには、基本的には思います。ただ、町長の特例事項があれば別ですけども、それなら大体、補助金を出すのは写真をとって、きちんとして、そして7割をやるとなると2,000万円という事業だったら、600万円、仮に地元で用意しておったとしても、2,000万円の事業をして、材料を買ってですな、そういう組み立てあたりも、まだ、ちょっと私にはわからないところがあるわけなんです。

それについての貸し付けのこともあるのか、あわせてお金が600万円の自己資金がないという人に対する、返してもらわんなんというならば、そこだって非常にわかりにくい、せつかくつくられる、今度、提案されるものを私、今、議論するとは思いませんけれども、大ざっぱ、やはり、説明いただきたいと、このように思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この今回の事業を実施します中身につきまして、農林課長のほうから、もう少し詳しく説明をさせていただきます。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをさせていただきたいというふうに思います。

まだ、決まってはおりませんので、事細かな内容を本日、ご説明をさせていただくということにつきましては、ちょっと差し控えさせていただきたいというふうに思います。ただ、この貸し付けにつきましては、町が貸し付けをするというものではございません。したがって、別のところから貸し付けをするということではございまして、いわゆる3割の自己負担分と、それと事業実施を一たんはして、7割分については立てかえで支払いをしてもらわんと、後で補助金は入ってきますので、その一時立てかえ分の7割分についての運転資金についても借りていただけるという方向で現在、調整をしていると。

地元としましては、いうたら金利だけ持っていただくという格好になるかなというふうに思っておりますので、ちょっとその辺の内容につきましては、その辺が本日、説明していただく内容としては、ここまでしかさせていただけないということでございます。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番(有吉 正) 今の課長の説明で、大体わかりました。23年度でしたら、来年の3月末までには事業を終わらせなければならぬと。関係機関ですから、どこかは、私にはわかりませんが、いわゆる3割負担分についても貸し付けると。あとは、それは協議をすると、地元と、そこと協議すると、それから、7割についての運転、これいわゆる運転資金ですね、これについては補助金で返ってくるわけですから、金利分だけは地元が持つと、こういうことになるわけですね。

なかなか、お金を出すか、体を出すかということは、両方できない非常に難しい状況だとしても3割分については、少なくとも返済方法なり、それを考えていかなければならぬと、こういうことになろうかと思いますが、ちょっとご答弁をお願いいたします。間違いないかどうか。

議 長(井田義之) 永島農林課長。

農林課長(永島洋視) お答えをさせていただきたいというふうに思います。

まだ、制度自体が確立されたものになっておりませんので、その制度を導入して3割を貸付金で対応していただくということになりますと、当然、償還が発生をしてきますので、利子を含めた償還を何年間かかけてやっていただくということになろうかというふうに思います。

議 長(井田義之) 有吉議員。

3 番(有吉 正) わかりました。最後に200円バスの進捗状況で、先ほど町長から報告といたしますのか、状況を説明いただいたんですが、正直言いまして、道中が長くて、いろいろとKTRのことやら、いろんなことがあって、私にはちょっとわからない部分がたくさんあったんですが、最後にご答弁されておりました8月30日に第1回の検討会をスタートしたと、だから200円バスについては、結果はどうであろうとも、今後、前に進んでいくと、このように理解をしたらよろしいんでしょうか。

それから、もう1点、それは宮津、与謝郡、1市2町、エリアは京丹後もあわせた部分に丹海さんとしてはなるかもわかりませんが、一応、1市2町の中の取り組みとしてKTRの今後のことの話し合いとは別個に進めていくと、最後に、その確認をしたいと思います。

議 長(井田義之) 太田町長。

町 長(太田貴美) 今おっしゃった、そのとおりでございます。やっと正式なテーブルについて、これから論議を進めていこうということでございます。

今回、第1回目をスタートさせましたけれども、それについて、どうしていくかという正式な会議がスタートしたというふうにご理解いただいたらというふうに思います。

議 長(井田義之) 有吉議員。

3 番(有吉 正) これで質問を終わります。ありがとうございました。

議 長(井田義之) これで、有吉正議員の一般質問を終わります。

次に、5番、塩見晋議員の一般質問を許します。

5番、塩見議員。

5 番(塩見 晋) それでは、38回定例会の一般質問をいたします。

まず、通告しております防災会議について質問をいたします。

さる9月2日に防災会議が開催されたと新聞報道がありました。また、朝一番に議長、町長よりの話の中にもありましたが、月初めの二日から四日にかけて四国と中国地方を南北に縦断した台風12号は近畿、四国、中国地方に記録的な大雨を降らせ、各地に大きな被害を残しました。

報道によりますと、全国的には10県で死者62人、行方不明49人となっています。特に紀伊半島の被害の状況はすさまじく全壊の家屋は少なくとも126棟というふうに報道されておりますが、被害の全容ははまだ確認できていないようであります。

ここでお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

現地では地域の防災組織や行政、自衛隊の皆さんによる行方不明者の捜索活動が今も続いています。被災地の一日も早い復旧をお願いするところであります。今回、私たちの住む地域は幸いなことに洪水になるような雨量ではなく、安全を保ちましたが、近年の雨は集中的に大量に降り、時間当たり80ミリ、100ミリも超えるような雨が降るので、今後も油断はできないと思います。

さて、私が昨年12月の一般質問で防災会議が長らく開催されていないとの問いに、町長は、災害特性の変化もあり再点検する必要があるので、開催を考えているとの答弁でありました。3月11日の東北大地震の後、与謝野町の防災について多くの議員の質問がありましたが、町長は国や府の方針が決まれば防災会議を開いて検討すると答弁されていまして、ようやくその会議が9月2日に開催されたということでもあります。京都府の防災会議は5月20日に開催されております。原子力発電所防災暫定計画が審議され、地域防災見直し部会と集中豪雨対策部会が設置され、それぞれ学識者や専門家の指導や助言を得て検討をするとなっているようです。また、平成23年8月19日には京都府の集中豪雨対策部会が開催されたと聞いております。9月2日に開催された与謝野町防災会議では、東北大震災や災害形態の変化を受けて、今後の与謝野町の地域防災の指針となる計画が検討されたと思います。現在は津波や地震、そして、原発事故の対策が表立っていますが、水害についての防災も十分な検討が今は必要かと思っておりますので、一つ目に現在の計画の見直しとなる主要なものは何か。二つ目に与謝野町洪水避難地図、いわゆるハザードマップですが、これの避難場所は避難経路などの再確認が必要であります。同じく、このハザードマップにある災害時要援護施設者の機能の規定が現在の防災計画の中には見当たりませんので、この機能について質問をいたします。

次に、2点目の岩屋川の整備促進について質問をいたします。京都府には長年にわたり多額の費用をかけて岩屋川の整備を進めていただいているところです。いよいよ計画されていた海老川と岩屋川の合流点までの工事が平成24年度で終わろうとしています。去る8月25日には産業建設常任委員会で本年4月に竣工した幾地地区の鍵安井堰の視察にも行ってまいりました。建設課の説明では、この井堰より下流は来年度にかけて橋のかけかえ、堤防の改修などの整備が進められていくとのことでありました。そして、河川の改修が終われば並行する町道岩屋川線の幾地区間の整備も進められていくことになっております。この付近一帯の道路環境もよくなりますので、その完成が待たれるところであります。

今日までの岩屋川の改修は、野田川へ合流するまでの下流域の整備が主でありましたが、私が気になるところは上流域についてであります。岩屋地内については、河原公園やホテル護岸などの部分的な整備をしていただいておりますが、全面的な改修はされておられません。災害復旧の部分的修理や土砂のたまりぐあいで浚渫も府にお世話になってはいますが、大雨が降ると河原の住宅が一部浸水をしたり、田の冠水と土砂の流入も起きております。先ほど海老川と岩屋川の合流点よ

り上流の岩屋川の改修についての現状は、どのようになっているのでしょうか。昭和のころですが、岩屋地内の岩屋川の全面改修の図面を当時の区役員さんに見せていただいたことがありましたが、その後、音さたなしになっています。そこで岩屋川の河川整備について、今後の計画がどのようなになっているのか、京都府との調整などの現状をお伺いしたいと思います。

最後に有害鳥獣防除施設設置事業について、質問をいたします。この質問については8月25日の建設常任委員会の折に農林課長のほうから一般質問のころになれば、大体のことがお話できると思いますので、ぜひ聞いてくださいというリクエストがありましたので、私もお尋ねしようというふうに思いましたが、先ほど質問されました有吉議員の質疑と重複する部分がたくさんありますので、その分から少し違う部分について説明をし、その後の特定外来生物のほうに重きを置いて質問をしたいと思います。

先ほど、この防除施設の設置事業については、大方話が済んだんですが、1点、その中でもう一つお尋ねしておきたいと思いましたが、今回の事業は23年度限りというふうに、先ほど町長、申されましたが、そのとおりであれば、今回8地域で申し込みがあったということで、それ以外の地域については、今後どのようにされていくつもりなのか、それぞれまだ、いわゆる囲われた隣の地区などではどうしてもシカとかイノシシが出てくるというようなことになるので、恐らく希望が出てくるというように思うんですが、今回、実施の希望を出されなかった設置希望の広域団体にも同じような補助条件で防除柵の設置ができるようになるのか、全体の計画をどのように考えておられるのかということについてお伺いしたいと思います。

それから、既に防除柵を設置されておられる地区が加悦、それから、大宮でしたか、いろいろあるようですが、実際の効果は、どのようなものなのか。なかなかつかみにくいことかとは思いますが、概略でもお話いただければ、今後、防除柵を計画される方々の参考にもなると思いますので、あわせてお願いをいたします。

それでは、特定外来生物のほうに話を持っています。有害鳥獣に指定されているアライグマやヌートリアの被害が最近ふえております。家庭菜園などでの被害も多く聞かせていただいております。国は外来生物法を平成16年10月20日に公布し、17年10月1日から施行しています。この法律は特定外来生物による生態系、人の生命、身体、農林水産業への被害を阻止し、生物の多様性の確保、人の生命、身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通して、国民生活の安定向上に資することを目的としています。

そのために問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼育、栽培、保管、運搬、輸入といった取り扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしております。特定外来生物とは、動物だけではなく魚類や植物も含まれております。人間が、この動植物の移動能力を超えて、別の地域に持ち込んでしまったもので、これを外来種といいますが、その中で生態系への影響のあるものなどを法律で決めております。身近な動物ではアライグマやヌートリア、魚類ではブラックバスなどがあります。その中でアライグマは北米大陸の野生動物です。1962年に愛知県犬山市の動物園で飼育していたものが逃亡したことが野生化の始まりと言われております。1977年にはテレビのアニメの人気によって多くの個体が輸入され、飼育されてきましたが、飼育ができなくなって野外に捨てられたり、飼育のおりから逃亡したものが野生化したもので、その多くは日本にはペットとして入ってきたとされています。

生態系への影響は繁殖率が高く雑食性で、カエルなどの両生類、鳥類の卵やひな、魚類などを捕食するため在来生物の生態系への影響があると言われています。その上、アライグマは感染症の恐れが注目されています。体内に持つ回虫の卵を人は経口接種すると、致命的な中枢神経障害となり、米国においては1981年の初発生以来、回虫の感染を原因とする重症脳障害患者が10数例確認され、6歳以下の小児で数人が死亡していると報告されています。野生化したアライグマに関しては直接の接触を避け、アライグマがふんをする場所には近づかないなどの注意が必要である。アライグマは2000年から狂犬病予防法の検疫対象となり輸入数は激減しています。京都府では、すべての地域で生息が確認されていると報告されております。

ヌートリアは戦前、1930年代に毛皮をとるために日本に持ち込まれたものが、戦後、その毛皮を使う用途がなくなりましたので、その個体の域や逃亡で野生化したもので、水辺や池や沼、河川の流れが穏やかな場所の周辺に巣穴をつくり繁殖をしています。天敵はないと言われています。大食漢で在来の水生植物や稲やホウレンソウなど、農作物が水辺にあると被害が生じています。繁殖力は旺盛で、泳ぎが得意のようです。京都府下では丹後地域、中丹地域に多く生息をしているよう報告があるようです。アライグマとヌートリアは狩猟獣であり、有害鳥獣でもありません。そして、特定外来生物と、三つの枠で駆除できることになっていますが、与謝野町では特定外来生物としての駆除はしておりません。しかし、生態系、人間に影響を及ぼす。また、及ぼす恐れのある特定外来生物は積極的に自然界から排除する、こういう考え方で対応することも必要かと思いますが、いかがでしょうか。そのためには特定外来生物の存在状況や被害の状況などについてモニタリングを行うことも必要であると考えますが、その個体数の調査などはどのようになっているのでしょうか。

そしてまた、小動物の捕獲用の檻がホームセンターなどで売られております。いつでも購入して捕獲することができる状況にありますが、特定外来生物であれば、捕獲しても問題はないのでしょうか。このことに対する行政の対応をお聞かせいただきたいと思います。

以上、防災会議、岩屋川の整備促進、有害鳥獣の防除施設などについての3点の、初回の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 塩見議員、ご質問の防災会議についてお答えいたします。1番目の防災会議において、今後の地域防災の指針となる計画が検討されると思うが、現在の計画の見直しとなる主要なものは何かでございますが、地域防災計画は平成19年3月に防災会議において策定し、策定から4年が経過する中で、社会情勢の変遷等により計画の見直しの必要があるというふうに認識をいたしております。加えて未曾有の大災害となりました東日本大震災を踏まえて、特に津波対策や原子力災害に関しても防災対策を見直し、また強化する必要があるというふうに考えております。このため見直しの考え方や進め方、また、緊急的に取り組むべき防災対策について、ご協議いただくため、9月2日に防災会議を開催いたしました。町の具体的な防災対策を定める地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき防災会議により決定され、作成する計画でございます。その上位の計画に当たります国の防災基本計画、あるいは京都府の地域防災計画、その他、指定行政機関等が定めます防災業務計画と整合性や関連性を有さなければならないもの

であり、抵触するものであってはならないとされております。

現在、国では東日本大震災において甚大な被害が発生したことにかんがみ、中央防災会議において防災基本計画の見直しの議論がされているところであり、京都府の地域防災計画についても現在、見直しの作業が進められているところでございます。しかしながら、東日本大震災の状況を踏まえて、緊急的に取り組まなければならない課題も多くある中で、それらの取り組みを整理し、暫定的な対策として作業を進め、防災基本計画や京都府の地域防災計画の見直し後に当町の地域防災計画の整理をしておく必要があるというふうに考えております。

今回の防災計画では、この考え方を防災会議に諮り、ご協議をお願いし、地域防災計画の見直しの考え方や、あるいは緊急的な防災対策の今後の進め方について、ご意見をいただき、ご承認をいただいたところでございます。まず、緊急的な防災対策でございますが、一つには津波災害に関するところでございまして、津波避難地の指定、海拔表示板の設置、津波に関する避難訓練の実施を推進していくというところでございます。

次に、原子力災害対策でございますが、京都府では5月に原子力発電所防災対策暫定計画を策定し、EPZの範囲を20キロに拡大するなどの対策やモニタリングポストの増設、被爆医療体制の拡充等の対策を講じており、新たにEPZの範囲に入る宮津市などの市町では、現在、具体的な住民避難計画の策定を進められているところでございます。

原子力防災につきましては、住民の避難計画の策定もさることながら、原発近隣地の避難者の受け入れも考える必要がありますので、京都府及び近隣市町と調整を図りながら検討を行っていくというところでございます。そのほか、防災備蓄資機材の補充、拡充と保管場所の見直し、宮津と謝広域連携による防災対策の連携強化を進めていくというものでございます。これらの緊急防災対策は、平成23年度から速やかに順次進めていきたいというふうに考えております。

そのほか、風水害の避難所の見直し、大雪、雪害に関する災害警戒対策本部体制に関すること。被災後の業務に関すること。災害支援体制に関することについても順次、見直しを進めていきたいというところでございます。申し上げております、これらの緊急的な防災対策につきましては、最終的には上位の計画と整合性を図る必要があるため、これらの見直しを踏まえて整理する必要があり、地域防災計画の改定作業は平成24年度以降になるというふうに考えております。

議員2点目のご質問、与謝野町洪水避難地図の避難場所は、避難経路などの再点検が必要であるところでございますが、見直しが必要であると認識しており、見直し項目の一つとして、防災会議でもご説明をさせていただいたところでございます。

現在、指定しております避難所及び避難地につきましては、風水害と地震に区別をして防災会議での協議を踏まえ、地域防災計画及び洪水避難地図への掲載を行っております。

与謝野町合併以降、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定を京都府に進めていただいております、現在まで野田川地域全域と加悦地域の一部が指定されたところでございます。これらの区域指定が進みます中で、避難所の一部が土砂災害警戒区域に含まれるケースや、避難ルートに当たる道路が、この区域内に存在するケースが生じてきたため、改めて再点検を実施する必要があると考えております。避難所の再点検につきましては、各区のご意見を調整しながら見直しを検討していきたいというふうに考えております。

3点目の与謝野町洪水避難地図にある災害時要援護者施設の機能はでございますが、要援護者

施設につきましては、避難行動に時間を要する要援護者、いわゆる介護が必要なお年寄りや、あるいは障害をお持ちの方が利用される施設でございます。当町の洪水避難地図では要援護者にご利用されます町内の特別養護老人ホームなどの福祉施設を掲載しております。

現在、これらの施設に対しまして災害警戒本部及び対策本部の設置や閉鎖、避難所の開設情報をファクスで送信しており、災害発生に備えての早目の準備をお願いしているところでございます。

それでは、次に、議員、ご質問の2番目の岩屋川整備の整備促進についてお答えをいたします。

岩屋川につきましては、野田川合流点から上流側2.1キロメートルの整備計画が策定されており、岩屋川広域基幹河川改修事業により、昭和63年から整備が始まりました。しかし、国の公共事業の見直しなどにより、治水事業の予算は年々縮減されることになり、河川の改修整備が大きくおくれることとなりました。

この当町におきましても、野田川本流をはじめ支流河川において改修整備が必要な河川があり、安心・安全な住みよい町を目指す当町にとりましては、大きな痛手となっております。このような状況を踏まえ、京都府では二級河川野田川水系河川整備計画が立てられました。この整備計画の対象機関は、おおむね30年間とし、記憶に新しい平成16年の台風23号と同規模の出水に対し、民家浸水被害の解消を図ることを目標として、岩屋川及び加悦奥川について整備を行うこととなりました。

さて、お尋ねの海老川と岩屋川の合流点より上流の河川整備計画につきましては、現計画が合流点までとなっており、その上流側につきましては、今のところ計画はないとのことでございます。

しかし、現計画が平成19年の流域の社会状況、自然環境及び稼働状況等を踏まえて作成されたものであり、今後、これらの状況の変化や新たな知見等により見直しができることとなっております。治水事業の予算確保が難しい状況ではございますが、予防的な措置を行うことが安心・安全につながるものというふうに考えております。今後におきましても、国並びに京都府に対しまして、要望活動を展開していきたいというふうに思いますので、議員におかれましてもご支援をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、議員、ご質問、3番目、有害鳥獣防除施設設置事業についてお答えいたします。

有害鳥獣防除施設設置事業の内容や年度途中で再要望、調査をいたしました経過につきましては、さきにご質問のありました有吉議員への答弁のとおりでございます。再要望調査をさせていただき、事業採択となりました地区は後野、温江、石川上地、石川川上、岩屋、男山、与謝、加悦奥の8地区で要望がありました、すべての地区で事業実施ができることになりました。国の鳥獣被害防止総合対策事業が今年度限りの事業であることから、町としましては、平成24年度事業についても、引き続き事業を継続していただくよう要望したいというふうに考えておりますが、仮に国の制度が廃止になった場合でも、今後、事業実施を検討されている地区に対しましては、本年度実施します国の事業と同じような補助水準となるよう整合性を図る必要があるというふうには考えております。

次に、特定外来生物駆除のご質問にお答えいたします。

アライグマ及びヌートリア等の生息数調査はできておりませんというよりは、把握することが

非常に困難であるということでございます。捕獲数は、アライグマの場合、平成20年度で12頭、21年度で14頭、22年度で14頭となっております。ヌートリアは、平成20年度15頭、21年度17頭、22年度36頭で、これは猟友会に捕獲を委託し駆除した実績でございます。

その他の駆除方法といたしましては、福知山や舞鶴市等のように、外来生物法に基づきアライグマ防除実施計画を策定し、町が計画に基づく捕獲従事者証を発行して、捕獲していただく方法がありますが、舞鶴市では原則として鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律による狩猟免許、すなわちわな猟を有する者とする。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、当該狩猟免許被保持者であっても従事することができると規定しております。つまりだれでも捕獲許可証が交付されることではなく、知識や技術のない者は捕獲できないということになっております。

また、本計画に基づく捕獲はアライグマに限定され、捕獲したアライグマは炭酸ガス等により安楽死させることが義務づけられており、可能な施設は京丹波町のみにあるため、職員が、その都度運搬しているのが実態でございます。

現在、クマやシカの対応で手いっぱい農林課の職員体制では、片道1時間30分かけて安楽死が行える施設に運搬することは難しいと考えるので、アライグマを含む有害鳥獣捕獲につきましては、現行どおり猟友会の皆様のご協力のもと、実施していきたいというふうを考えております。

最後にアライグマ等の外来生物は、市販のゲージで捕獲できるのかとのご質問でございますが、市販されておりますゲージは、箱わなというものであり、法で定められた猟具でございます。したがって、狩猟免許取得者で狩猟税を納めたものが猟期、これは11月15日から2月15日に捕獲を行う場合か、猟期以外に有害鳥獣駆除を目的として、捕獲許可を得た者以外は法定猟具を用いて捕獲を行うことはできません。したがって、箱わなは捕獲許可を得た者が有害鳥獣駆除に使用する場合や、有資格者が狩猟目的に購入する商品であるというふうにご理解をしていただきたいと思います。

以上で、塩見議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 塩見議員の質問の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時05分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

塩見晋議員の一般質問を続行します。

塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、質問を続行します。

先ほど、防災会議の質問で、町長のほうから答弁をいただきました。その中で何点か気になりましたことがありますので、再度お尋ねしたいと思います。

まず、国の法律の42条で、風水害と地震と分けているということですが、災害が起きたときに、やはり一番最初に集まるところは、その地域というか、小さい地域ですが、ある程度同じと

ころにしておかないと、「何だったかいな、水害だったかいな、地震だったかいな」ということで、集まるところが変わるといことは非常に混乱を招きますので、先ほども各区の意見を聞いて決めていくということ、避難所についてはおっしゃいましたので、そういうことも含めて、なるべく最初に集まるところは同じところが、混乱が起きないでいいかと思っておりますので、そういう方向も十二分に考えていただきたいと思っております。それから、避難場所と避難経路のことについても、また見直していくということでした。

端的に自分の住んでおるところのことなんですが、川が東西に流れておりまして、人家が南北にありまして、水害のときに避難所に行くのが川の北側でして、今の計画ではですよ。そういう部分は、やっぱりきっちりと見直していただきたいというふうに思っておりますので、そういうことも府のほうにいろんな意見を聞かれるときに、こういう部分もきちっと考えてくださいというふうなことを出してほしいと思っております。

それから、もう1点、災害時要援護者施設の機能のことをお伺いしました。障害を持たれた方とか、老人の施設に入っている方、それから、身体の不自由な方が、主にそういう方を収容するというんですか、災害のときとか、緊急時に集まってもらう、最初に集まってもらうというところのようですが、ということは、はっきり言って健勝な者がそこに、いざというときに行くということはあまり好ましくないということになるのでしょうか。以上、とりあえず3点お願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 塩見議員のご質問にお答えいたします。

いざというときに、まず集合する場所、それは風水害と地震と、同じところのほうがいいんじゃないかということだというふうに思いますし、そうした中で、避難路のこともございました。まずは自分の人家の近くといいますか、自分の近くの隣組単位のような形で集まって、そして、それから避難所へ移動するという手順になるかと思っておりますけれども、なかなか近いところに適当な場所がある場合と、例えば隣組単位でいくと、ここの隣組は本来、向こうのほうの集会、集まる場所だというふうなところで、非常にそうした中でも矛盾が生じていることがございますので、やはり具体的に区を通じて、その町内の具体的な中身については、やはり区だけに任せず、やはりそうした計画を立てるときには、やはり町の方も出向いて、それらのアドバイスをするなり、そうしたことが必要になってくるかなと思っておりますが、まずは、そうした見直しを、やはり丁寧にかけていく、常々見直していく必要もあろうかと思っておりますし、今回、特に津波、あるいは原子力といったようなことも入ってまいりましたので、それら一つ一つを、やはりもう少しきっちりと見直していく必要があるというふうに思っております。

それから、福祉避難所につきましては、町内で大規模な地震災害や風水害などが発生、または発生の恐れのあるときに、公民館や体育館などでの避難生活に不安がある要援護者、いわゆる介護が必要なお年寄りや障害をお持ちの方を対象にした避難施設でございます。この福祉避難所の利用の流れとしましては、避難をする必要が生じた場合には、まずは通常の公民館や、あるいは体育館の避難所に一般の方と同様に避難していただくこととなりますけれども、その後、避難生活が長期に及ぶなど、避難所での生活が困難となった方は、そうした福祉避難所に移動していただくということとなります。この福祉避難所は、町内で福祉施設を運営する社会福祉法人、ある

いはNPO法人、営利法人にお願いし、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結し、福祉施設を福祉避難所として使用できるように、そうしたご協力をお願いしております。

現在では、8法人と協定を締結しておりまして、16の福祉施設を福祉避難所として活用できるようお願いをしております。今後もご協力をいただけるような、そうした法人と協定、締結を進め、災害に強いまちづくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上、答弁といたします。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 避難所や避難経路については、よろしく、ある程度のガイドラインもつくっていただいて、各区のほうに、また意見を聞いていただきたいと、そのように思います。

それから、今、聞きますと災害時要支援者施設の機能というのは、ある程度、最初の災害のしょっぱなの状況がある程度おさまった状態の後で、どういう形にするかということを使っていかれるんじゃないかなというふうに受けとめたんですが、最初の、どんと来たときとかいうときに、まず、本当の最初の避難のためにしっかりした建物のほうにちょっと行かせてもらうというふうなことについては、今の答弁の中では、そういうことは困るということはないように伺いましたので、ちょっと安心をしました。

それから、2点目の岩屋川の整備の促進の件であります。一応、今の計画が済んだら、また、今後のことについては見直しができるということですので、何とか少しでも整備を進めていっていただきたいというふうに思います。

府が管理しているのは、かなり峠に近いほうの市谷という谷のところあたりまでだと思うんですが、そこまでは、なかなか無理としましても、私が思いますのにホテル護岸、京都府が整備していただきましたホテル護岸まで何とか最初の範囲に入れていただけたらなというふうに思ったりもしておりますので、また、そういう機会がありましたら、ぜひ、そういう部分を府のほうにも伝えていただきたいと、このように思いますが、いかがですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申しあげましたように、計画そのものが、もうすぐ終わろうとしておりますけれども、今後につきましては、やはり本格的な改修を行う場合には、そうした改修計画が必要というふうになりますけれども、現在の野田川本流で実施されているような、局部的な改修などにつきましては、京都府の単独費でも可能であるというふうなこともお聞きいたしておりますので、それらにつきましても、どういったことが要望できるかわかりませんが、引き続きの要望は展開をしていきたいというふうには考えております。

なるかならないか、その辺についてはわかりませんが、できるだけ引き続きのお世話になれるような方向を目指したいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 局部的な修理というのは、たびたび起こる災害復旧で、つぎはぎだらけで大ききとるんですけど、そうじゃなしに、もう少ししっかり川幅も少し広くできるような、そういうふうな方法が取っていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後の有害鳥獣防除施設の質問ですが、最初に、昨年度までに防除柵の設置をされた広域団体、先進の地区の効果は、どのようなものだったかということをお尋ねしたわけですが、なかなかきちっとしたことはつかまれないとは思いますが、一応、そういう柵をつくった以上、そのまま、その後は何もなしでということには、町のほうもされておられないと思いますので、どういふ、その後の状況はどういふものかということ、再び質問します。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 詳細につきまして、農林課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

有吉議員さんのご質問でもお答えをさせていただいたと思いますが、当初は電気柵で対応しておつたと、それで十分効果があつたということでございますが、それがシカが多いということで、2段、3段、4段にまで張りめぐらすというようになってきました。

それでも、なおかつ効果が上がらないと、だんだんひどくなると。個体数がふえておるといふことだといふふうに思います。そういう中で電気柵とフェンスとを組み合わせたような形で、最近では施工されるようになってきたと、これはかなり効果はあるんですが、まだ、どうしても全体を張りめぐらすところまではいってないと、どうしても張っていないところから侵入してくるといふケースが多々あるということにして、それを地域全体を取り囲むような形で、フェンスを張ることによって、そういう有害鳥獣の侵入を防ぐということが、現在ではやられてきておまして、完全にそれが、それで防げるかといふと、そうばかりではなしに、やはりクマによってフェンスが倒されるというようなことだとか、雪によって一部損壊をするというようなこともありますんで、そういう部分からの侵入も当然ありますので、完全とは言えませんが、かなり効果を上げておるといふことです。

現場のほうに行っております職員の話をお聞きしていると、フェンスの山側のほうには、かなりシカの足跡がずっと延々と続いているということをお聞きしておりますので、効果は大きいといふふうに思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） はい、はい。効果が非常にあるということで、それぞれ八つの団体も、それに期待をされると思いますし、先ほども言いましたが、今後もまた、そういう地域が出てくると思いますので、ぜひ与謝野町中とはいきませんが、本当に希望される場所には設置できていくように、町のほうもしっかり対応をしていただきたいといふふうに思います。

それから、先ほども有吉議員もちょっと言っておられたんですけども、設置するために多額の、最初のお金がかかります。それを新しい支援の貸付制度でやるというふうにおっしゃっておられました。僕は、先ほど自席で聞いておまして、恐らく金融機関を使って、幾らかの町が供託を積んでお金を、その地区に貸せるようにされるのかなといふふうに、勝手に思うんですが、それはどうしても、そうして借りると、金利がかかってくるわけですね。そういう部分について、それは2カ月か3カ月ぐらいは、恐らくタイムラグがあると思うんです。支払ってから、補助金が下りてくるまで、短くみても。そういう部分の金利も、金額が結構多くの額になりますので、ばかにならない金利になってくると思うんですが、そういう部分の手当も、ぜひお願いができればと

いうふうに思っております。

それから、その次の特定外来生物の駆除の質問ですが、これはアライグマとかヌートリアが一つも悪いことはないんです。彼らは悪気があって日本に来たわけじゃなくて、人間が勝手に連れて来て、そして問題が起っているわけですが、生態系と感染症という問題が非常に大きなことですので、やはり人間の生存基盤が脅かされるというふうなことに今後なりかねませんので、国を挙げて駆除対象にしていこうということです。

ですから、今おっしゃったのでは、職員の手が回らないというようなことをおっしゃってましたが、そうばかりじゃなくて、本当にやらなければならないことを、職員を投入してでもやっていただくのが、やはり地域の住民のためだというふうにも思います。

それと、先ほど、いわゆるゲージですか、わなですか、そういうもんで捕獲するのは法律的にだめだということです。そうすると、農業者の方々は、いろんな方法、猟友会ですか、駆除員さんですか、そういう方たちともお願いしたりすることがやりやすいと思うんですが、一般の家庭菜園でいろいろと楽しみにしておられる方については、どういう方法をとれば、このアライグマ、ヌートリア等の、いわゆる小動物の駆除が、町としてはできるようになっているのか、その部分についてお尋ねしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） その件につきましても、農林課長のほうから説明させていただきます。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをさせていただきたいというふうに思います。

現在、与謝野町で考えられます駆除方法といいますのは、農林課のほうにとりあえず、そういう被害が顕著な場合は申し出ていただきましたら、最寄りの、近くの猟友会員さんと連絡をとりまして、箱わなを設置をさせていただくという対応をさせていただくということになります。その捕獲しました、そのヌートリアなりアライグマにつきましても、資格を持った、そういう方ではないと処分はできませんので、どちらになっても、そういう対応をさせていただくということになるというふうに思います。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 農林課の方に、役場の、連絡をしていただければ、何とかできるだろうという話ですが、そういう場合は、特にそのことについて費用が発生するとかというふうなことは、どうなっているのでしょうか。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいと思います。

費用の負担はありません。といいますのは、町のほうが猟友会に対して有害鳥獣の捕獲について事業を委託しておりますので、委託料を支払っておるということで、個人の負担はございません。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 一遍に聞けばいいんですけど、何遍も細かく聞いて申しわけないんですが、そういう申し出は、最近どのぐらいの頻度でありますか。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいと思います。

最近、クマの被害だとかシカが網にかかって動けんようになってとかいうような連絡が非常に多くございまして、アライグマ等の相談につきましては、春の時期に2、3件あったぐらいで、そんなにはないということで、先ほどの町長のほうの答弁をさせていただきましたように、捕獲数自体も年間14頭程度ですので、相談も、そんなに頻繁にはあるというものではないということでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 相談は少ないということですが、結構、近所のほうでもそういう話は出ておまして、どういうふうになればいいのかということが、余りよくわからなくて、とにかくイタチごっこというんですか、きょう入られたで、また直してみる、また入られた、また直してみるという、そういうことの繰り返しの方、特に農業関係の方は、駆除員さんをお願いするとかいうような方法をよくご存じだと思うんですが、一般の方はあまりどういうふうにしたらいいかということをご存じなくて、一所懸命自分で対処して何とか入られんようにする、防御一方でやっておられるのが、私の聞いている範囲では非常に多いんですが、今のように町にお願い、捕獲をお願いすれば駆除までやっていただけるということ、もう少し地域の方、住民にもわかりやすくお知らせする必要があるんじゃないかと思いますが、この点はいかがでしょう。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいと思います。

町の広報誌等で出すべきようなものでもないというふうには思っておりますが、何らかの形でそういう相談については、農林課のほうに寄せていただくような手法を考えさせていただきたいというふうに思います。

ただ、農林課の職員、かなり熟達した職員がおるわけですが、必ずとれるということはない、非常に賢くて、また京都市内のほうで寺社仏閣が傷つけられておるといような事例もありますし、近年では、最近では都会のほうで散歩されとる方の足にかみついたとかいうような、そういう非常に危険な動物でございますので、その辺は十分でないかもわかりませんが、相談には十分乗らせていただけるようにしたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ぜひ、捕獲をする方法をわからない方がおられます。おっしゃったように、非常に賢いようですので、敵もさる者ですので、その方法が、皆さんご存じないので、なかなか町のほうにも問い合わせがないんじゃないかなというふうに思います。何らかの機会を、またつくって、皆さんにもわかっていただけるようなことをしていただけたらなというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

議長（井田義之） これで、塩見晋議員の一般質問を終わります。

ここで、午前中の勢旗議員の質問に対する答弁を、泉谷保健課長のほうからあるそうですので、これを受けます。

泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 貴重な時間を失礼いたします。

午前中の勢旗議員の国保税等の課税誤りにつきましてのご質問の中で、還付加算金にかかりま

す除斥期間についてのご質問がございました。

還付加算金につきましては納税者から還付請求をしない場合等によりまして、除斥期間が発生することがございます。

しかし、今回の課税誤りのケースでは、町の実ミスでございます。誤りのあった方には町から連絡をとり、還付手続を行っておりますので、除斥期間は生じないというふうに考えております。

議長（井田義之） 次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、事前通告に基づき子育て支援について、特に政府が進めている、「地域主権改革」関連にかかわる新たな保育制度、「子ども・子育て新システム」について質問します。

初めに質問内容を補足、補強する意味で幾つかの点を述べておきたいと思っております。

その第1点は、日本の子供たちは、法的にはどういう位置づけをされているのかという点です。

児童憲章では、我々は日本国憲法に精神に従い、すべての児童の幸福を図るために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。こう冒頭でうたわれ、2条で家庭に恵まれない児童には、これにかかわる環境が与えられるとし。

第6条には、就学の道を確保され、また十分に整った教育の施設を用意されるなどとうたわれています。

また、児童権利宣言や児童福祉法でも子供が守られ、国や地方自治体の責務が課せられています。

その発展したものが、国際条約の子どもの権利条約であると私は理解しています。これには、保護者の経済的な理由による教育、保育などの格差や、また職業、地域などによる、いかなる差別もあってはならないなど、とうとうと語られています。

第2点目は、現在の日本の中で、子供が置かれている現状と課題です。これは極めて深刻な状況と言わざるを得ません。今、政治と社会のゆがみが子供を産み育てることへの困難を広げています。25歳から34歳の3人に1人がパートや派遣、契約社員などの非正規雇用で、その多くが、年収200万円にも満たない低賃金で働いています。これでは安心して子供を産み育てる経済的土台が得られません。若者を安上がりに使い捨てる働かせ方をやめ、差別をなくし、正社員との均等待遇を図るなど、企業に正規雇用の拡充が求められています。最低賃金を抜本的に引き上げ、人間らしい生活水準を確保できるような待遇改善が必要です。

また、子育て真っ最中の30代、40代では、男性正規社員の5人に1人が週6時間以上働いています。政府の労働改悪によってつくられた不安定な雇用と低賃金、それに追い打ちをかける増税、保育、教育費などの負担増、また、子供たちをばらばらにする過度な競争教育など、子育ての不安や負担はますます大きくなっています。安心して子供を産み、男女とも仕事と家庭生活の両立ができる雇用条件の改善、子育てにかかる経済的負担の軽減をはじめ行き届いた子育てができる社会環境が強く求められています。

家族政策に関する財政支出のGDP費では、日本はフランスの4分の1、スウェーデンの5分の1です。長引く今の深刻な地域経済のもとで、雇用情勢が一段と厳しくなり、保護者から長時間保育、また、延長保育、それから夜間保育、休日保育、一時保育、病後児保育などや学童保育などの要求も多様化してきています。この地方でも雇用情勢が一層、一段と厳しくなって、低所得化が進み、多くの若者や労働者が国保税、保育料、年金保険料などの公共料金が払えない世帯も一段と広がっています。このことも見逃せません。

それは、日本社会が培ってきた社会保険制度の崩壊にもつながっており、同時に結婚もできない、子供もつukれないという現状が、世界の中でもトップクラスの少子化社会をつくっているという点であります。このことは、6月に発表された2011年版の子ども子育て白書で非正規雇用の増加、低所得化、いわゆるワーキングプアの増加が未婚率の上昇や晩婚、晩産化を招き、少子化の大きな要因になっていることを改めて浮き彫りにしています。また、少女売春や少女買春や、少女をターゲットにした風俗業、雑誌、テレビ、インターネット、ゲームでの性や暴力をむき出しにした映像など、児童ポルノのはんらんには、国連をはじめ欧米など、世界じゅうから批判があるほど、まさに日本は後進国であります。

次に保育制度の「子ども、子育て新システム」の策定状況について述べておきます。

公的保育の解体をねらうこの新システムを議論してきた作業部会が、7月6日に内閣府で開かれ、事務局が示した中間取りまとめ案が了承されました。利用者負担のあり方の課題など数多く積み残す一方、国と自治体が保育サービスを提供する義務を負う公的保育は解体される内容です。現行の保育サービスそのものを提供する現物給付の仕組みを、個人に対する現金給付に変え、市町村の役割を保育の必要性を認定するだけにしてしまいます。幼保一体化によって待機児童をなくすとされていましたが、現行の保育所と幼稚園を統合する新たな総合施設には、待機児童の8割以上を占める3歳未満児の受け入れを義務づけないために、待機児童解消が進む保障はありません。事業者の指定管理制度を導入し、営利企業などを多様な事業主体の参入に認めるとしました。費用負担のあり方などは、残された検討課題とされ、今秋をめどに地方自治体など関係者との協議が再開されます。

新システムの財源は、消費税増税頼みとなることから、消費税増税法案とともに早急に法案が提出できるよう、速やかな検討を開始すると、このことが確認されました。

年末までに法案大綱がまとめられる見込みです。新システムは、2013年度の実施を目指して論議してまいりましたが、中間取りまとめでは実施時期については明示されませんでした。法案提出時期と実施時期を書き込むかどうかについては、座長である末松内閣府副大臣に一任されました。このように「子ども・子育て新システム」の実施に向けて、利用者の負担のあり方など、多くの課題が議論されないまま、中間まとめが強行されたわけです。作業部会の委員からは、今後、検討するとの文言が余りにも多過ぎるとの発言が相次いだほどであります。

昨年9月から基本制度、子ども指針、幼保一体化の三つの分野で作業部会が行われてまいりました。しかし、当初示された議論とまとめのスケジュールに沿って日程をこなすだけで、ほとんどの論点は素通りの形で進みました。

東日本大震災の発生で、1カ月も議論が中断したにもかかわらず、税と社会保障の一体改革にあわせる形で取りまとめが急がれました。すべての子供に質の高い学校教育、保育をと、などと

耳ざわりのいい言葉を示されたものの、歴史と役割も違う施設を一緒にする、幼保一元化の作業部会では、子供にとって最も肝心な一元化される幼児教育と保育の中身の論議は、ほとんど行われていません。新システムは消費税の増税をあてにした制度となることが明らかになりました。消費税増税を明言している政府与党、社会保障、税一体改革成案をひいて、税制抜本改革とともにの法案を提出するとしています。

子育て支援といいながら、子育て世代にも重く負担がのしかかる消費税増税頼み、東日本大震災で被災した地域の子育て世代にも容赦なくのしかかります。消費税増税なくしては実施できない、こういう根本的な矛盾を抱えています。多くの課題を残す拙速な中間取りまとめが行われた一方、当初から一貫して変わらないのは、公的保育の解体です。営利企業の参入や市町村が関与しない直接入所になることに関して、多くの委員からも懸念が出されましたが、結論は先にありきで議論が進みました。公的保育を解体し市場化を進めれば、保育は金次第ということになります。中間取りまとめでは、すべての子供が尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるように取り組まなければならないと、美辞麗句を並べ立ててますが、公的保育を解体しておいて、すべての子供に健やかな成長を保障することは到底できません。

チルドレン・ファースト、横文字です。子供が主人公ということらしいです。これは民主党の掲げるマニフェストです。このマニフェストで魂の結集とまで言っていた子ども手当の撤回で、政権公約を投げ捨てた同党ですが、公約になかったことは、強引に進めようとしています。

新内閣で、厚生労働大臣に就任した小宮山洋子さん、就任後の記者会見で消費税と一体になった社会保障の改革を進めると述べ、子育て新システムの導入に改めて意欲を示しました。しかし、小宮山氏は、政権交代直後の著書、私の政治の歩き方3、政権交代編で、自公政権下の保育制度改革の論議に対し、自公のときです。これでうまくいくんでしょうかと疑問を呈していました。自公政権での社会保障審議会特別部会での論議では、市町村が保育の必要性、量を判断する。必要性が判断されたものへの例外ない受給権付与で、需要を明確にするという考え方だと要約しています。これはまさに同氏が、小宮山さんが厚生労働副大臣として推進役を務め、今度は大臣として進めようとしている新システムと全く同じものです。議論の経過から見ても、民主党政権の新システムが自公政権時代の検討を、そのまま引き継いだものです。うまくいくんでしょうかという疑問がわいてきます。

彼女の中で解消したのか、同氏は著書で、すべての子の居場所づくりによい方法として押し出す幼保一体化については、新システムの議論の中で幼稚園団体の猛反対を受け、早々に先送りしています。自公政権が目指したもので、残るのは保育の市場化だけです。こういう事態になっています。

第4点目は、「子ども・子育て新システム」に対する地方議会の動きです。

全国の地方議会でも、この新システムに対する反対意見が相次いでいます。葛飾区議会の意見書では、幼稚園と保育所は設立の目的も現在に至る歴史も大きく異なるものであり、現在、自治体も含めた運営管理者からも、子供をそれぞれに通わしている保護者からも疑問が投げかけられている。また、基盤整備や具体的運営、職員の資質など、不明点が多く残されている。地方自治体として、関係者の理解のないまま、幼保一体化を進む制度改革案を性急に実施することは容認できないと述べ、また、伊勢佐木市議会でも、この新システムは市町村の保育実施義務をなくし、

保育所入所を保護者と保育所間の公的保育契約にするとともに、民間企業を含む多様な業者の参入を促進するために、認可制度を否定するものであり、まさに保育を産業化させようとするものであると明確に批判し、するどい指摘をしています。

私どもの調査ですが、少し前なんですけども、この新システムに対する反対の意見書が、ことしの1月末現在で31の道府県、120の市区町村議会で可決されています。

それでは、質問に入ります。一つ目の質問。政府の新システムは、福祉・教育の最低の措置基準を後退されるものではないのかと。町によって基準が異なるということは、現在でもある大きな格差を一層拡大するものではないのか。本来、こうした制度基準は、全国同基準で行われるものではないのかという点です。

二つ目の質問、また、同新システムは子ども園、いわゆる保育園ですね。保育園と直接契約方式を目指しているが、市町村の権限と責務が骨抜きになると考えています。この点で見解を求めたい。

三つ目、本来、こうした福祉施策というのは、国が責任を持って進めるというものであり、今、出ているのは許されないことです。もうけを目的にした民間企業の参入は、一層雇用条件を悪化させ、地域社会を疲弊させることになると思います。この保育制度の「子ども・子育て新システム」の考え方・認識に対する町理事者の見解を伺いたいと思います。

四つ目、本町での保育現場では非正規雇用が多く、非正規の職員が現場責任者を担当していると聞いています。行政責任が果たせるとは到底思えない。これが私の実感です。

五つ目の質問、最後の質問です。保護者の雇用状況など地域社会の環境の変化から学童保育や保育現場での対応に一層の工夫・改善が求められているのではないかという点であります。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員、ご質問の子育て支援についてお答えいたします。

まず、1点目の「子ども・子育て新システム」は、格差を一層拡大するもので、このような制度基準は全国同基準で行うべきであるとのことですが、この制度は現行の基準を基礎とし、全国一律の基準として定めることとされています。しかし、その際、国の基準と地方の裁量の範囲については、今後さらに検討することとされております。

2点目の「子ども・子育て新システム」は、子ども園との直接契約方式になっているが、市町村の権限と責務が骨抜きになるとのことですが、市町村は、まず、一つ目、施設、あるいは事業者についての子育て家庭への情報提供。二つ目には、施設事業者のあっせん。三つ目に保育需要が供給を上回る場合は、市町村が当面、利用調整を行う。

4、契約による利用が著しく困難と判断した場合は、市町村が措置による入所利用を行う。以上のことなどをしなければなりませんので、市町村の権限等が骨抜きになるとは考えておりません。

3点目のもうけを目的とした民間企業の参入についてでございますが、このことは事業者の参入機会がふえることになり、当町の場合、当てはまりませんが、待機児童の解消を図ることができるとされています。しかし、雇用条件については、ご指摘のとおり、今でも民間保育所と公立

保育所では、保育士等の身分保障や賃金等での格差がありますので、この解消については難しい問題であるというふうには認識いたしております。

4点目の当町の非正規雇用の職員が現場責任をしており、行政責任が果たせるかのご指摘ですが、クラスの担任をしていただいております臨時職員については、すべて保育士の資格を有した方をお願いしております。そのフォローについては、同じ年齢のクラスの正規職員と連携したり、また所長、副所長が支援を行っております、臨時職員であっても責任を持って職務に当たっていただいております。

なお、待遇面では臨時職員が担任を持っていた場合には、賃金単価を一般保育士と比較し、上積みをさせていただいております。また、臨時職員の中には、加配保育士さんも多く含まれており、障害を持った児童の保育に対しましても、手厚く支援をさせていただいておりますことをご理解いただきたいというふうに思います。

5点目の保育者の雇用状況や社会環境変化から、学童保育や保育現場での対応に対し、一定の工夫、あるいは改善が要るのではないかとのご意見ですが、核家族化の進展等により従来の保育時間では不十分なケースが出てきており、土曜日の昼からの保育や、あるいは保育時間の延長、病児保育・病後児保育など、多くの要望はお聞きしております。しかし、こういったことに対応するためには、職員の体制や財政的な面から、今すぐ実施することは困難でございますので、今後も研究を重ねてまいりたいというふうに思います。

以上、それぞれ現時点の考えを申し上げましたが、「子ども・子育て新システム」について、当初は平成25年4月からの実施予定でございましたが、準備期間を十分にとる必要があることから、平成25年4月からの実施はないと、去る8月31日の都道府県政令市中核都市を対象として内閣府、文部科学省、厚生労働省の共催で実施されました「子ども・子育て新システム」中間取りまとめ説明会で報告をされております。

以上のように、子供の支援策については、今後、大きく変わる可能性がございますので、国の対応策の動向を見守りながら、保育行政を進めてまいりたいというふうに思っております。

伊藤議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 一応、伊藤議員のご質問、答弁者に指定されておりますので、甚だ、所管がちょっと違う感じもいたしますけれど、答弁をさせていただきます。

お尋ねの「子ども・子育て新システム」についてのご質問でございます。先ほど、町長がお答えしましたように、基本的には、私もそのように存じておる次第でございます。ただ、この中で、これらにつきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、さらにさらに、まだ検討、検討をしていかなければならない。非常に途中経過の発表というような状態だと思っております。

したがいまして、伊藤議員のご心配になられる点も確かであろうかと思っておりますけれど、いずれにしましても国の対応の動向を今後、見守りながら考えていきたいと、そのように思っております。

その中で、特に私どもに深くかかわりますのが、いわゆる保幼一元化の問題でございます。考えてみますと、この保幼一元化が叫ばれる背景につきましては、もう改めて私のほうから申し上げるまでもなしに、伊藤議員がおっしゃってございました、保護者を取り巻く環境の大きな変化

に起因していることは、これはもう事実でございます。

しかし、そのあり方につきましては、保幼一元化が提唱されてから、かれこれもう10年にもなろうかと思えます。その間、なかなか国も結論が出せない。非常に難しい問題でございますけれど、現在の私どもの町の状況、保護者の状況等を考えていきましたときに、今言われております認定子ども園、あるいは、子ども園と総称されているものも、これはやはり研究していかなければならないものだと、そのようには思っております。

いずれにしても、伊藤議員がおっしゃいますように、子供が国の宝であるとするならば、やはり義務教育のような扱いが必要になってくるんじゃないかと、そのように私自身は感じているところでございます。答弁になりませんかもしれませんけど、答弁とさせていただきます。以上です。

議 長（井田義之） 伊藤議員の質問の途中ですが、ここで暫時休憩をいたします。

2時40分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時24分）

（再開 午後 2時40分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、伊藤議員の一般質問を続行します。
伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 第2回目の質問なんですけど、いろんな質問があるんですけども、本町の保育士の中で正規、非正規の割合をリアルに教えていただけたらと思うんですけど。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） すみません。課長より答弁させます。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） それでは、私のほうから正規の職員と非正規の職員について報告をさせていただきます。

現在、保育士は49名の正職員がおりまして、臨時の方にお世話になっておりますのが、日中の時間お世話になってますのが48名、それと早朝なり夕方お世話になってる方が13名おいでますので合計で61名の方です。正職員が49名、臨時の職員が61名というような状況でございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。

それでは、質問に入るわけですが、たくさんあって絞ってせなあかんと思ってるんですけども、まず初めに町長の答弁の中で、ちょっと印象として、あまり私自身、納得できるような内容でないんじゃないかと思ったのは、いわゆる市町村の権限の問題です。今度の新システムで言えば、冒頭で私が言いましたように、かなりのいろんな保育に対する行政責務というのか、権限が骨抜きになってしまうんじゃないかと、そのことをちょっと論拠つけて言ったつもりなんですけど、あまりそういう認識が町長にはなかったようですが、これは、後でまたちょっとあり方も含めて、保育とは何かということも非常に大事な視点ですので、質疑の中で検証していきたいと思っています。

それで、第1点目の質問は、いろんな制度が今度、変わってくるということは、前の質問です

ね、地域主権改革の問題で大枠を述べたわけですので、面積基準が変更するとかいう問題については、今のところ大都市圏を中心にした35自治体だと思いますが、そこが対象に今、手を挙げているようです。そこでは、簡単に言うと、もう理事者の皆さん、ご存じだと思うんですが、現在の面積よりも半分、いわゆる例えばゼロ歳児の場合ですと3.3平米だったのが2.5平米に引き下がるとかというふうになっています。

それから、いろんなケースがあるんですけども、これはそもそも海外、いわゆる先進国といわれる欧米諸国ですね、ヨーロッパ諸国なんかで見ますと、日本が一番下のほうにいます。ですから、ここは何十年というか、半世紀ほど変えてないと思います、この基準は、ということなので、むしろ今、専門家の中では上げるべきだという主張が出ています。この点で町長の見解を聞かせていただけたらと思っていますが。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） これらの基準につきまして、私どもしっかりと理解しているわけではございませんけれども、恐らくそうした保育所の待機児童、子供たちが多いうちで、特に都会なんかでは、そうした面積が確保できない。それに引きかえ子供たちの待機が多いというふうなことから、そうした基準を少し小さくするというようなことではないのかなというぐらいの認識しかないわけですけども、やはりその辺のところについては、やはりこうした自然豊かな田舎であるところと、また、そうした都会とでは、また、当然条件も違ってくるかというふうに思いますけれども、そうしたぐらいの認識しか持ち合わせていないので、きちんとした答弁がさせていただけません、その地域、その事情、そうした状況でも子供は預かっていただきたい母親が多いという、そういった事情もあるのではないかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 町長が今おっしゃったような認識で、簡単に言えば、政府のお偉方も決めたいんです。簡単に言えば、だけど問題は、保育とは何かという論議がね、私、冒頭の質問をしたときに言いましたが、そういう深い意味で、そもそも保育とは何なんだという論議がなされてないんです。現場の方々が、いろんな関係者や保育研究者の人らが言ってるのは、今の状況でも狭過ぎると、結論から言うと。だから、本当にいい保育を実践しようと思えば、もっとそういうところを、しっかりと確保しないといけないのに、今度のは、それを減らそうとしていることを言ってるわけですね。この点を、ぜひ検討していただきたいなと思っております。

次の、ちょっと雑になりますけども、質問に移ります。もう1点は、私が重要なのは、民間参入で、いわゆる直接契約制度にあらわれているように、保育料が、大まかな基準はあるけども、個別になってくるわけですね。このときに、金がなければ入れない。それは競争社会になりますから、早い者順というか、有利な条件で入ることが当然起きてきます。競争社会になるんですから。そうすると、その世界では金がなければ入れないという事態が起こるのではないかなというふうに思っています。この点では、町長いかがですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） お金がなければ入れないという、そうした状態といいますのは、本当に保育に欠ける、実際に子供たちが保育を受けられないという状況でございますので、それらについては当然、市町村が、それらに対する措置を行っていくと、フォローしていくという、そうしたことも

あわせて必要になってくるのではないかというふうに考えております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） たくさん質問があるので、その分だけ言っときますと。まだ、町長は幻想を持っておられます。市町村の権限がそんな、そのことについてまでね、権限を与えるような絵はかかれてないですよ、将来像でいうたら。今ずっとこの間、3年ぐらいからね、自民党、公明党の審議会のときからの経過からいうと、そういうふうにはずっと絞られてきてるんですよ。明らかになってないんですよ、まだ確定は。その点は、まだまだ疑問があると思います。自治体が関与する余地はないと思います。この新システムが確立したときには、

それで、次の質問をしたいと思っています。実は、私もちょっと調べまして、まず、京丹後で、京丹後の実態を私も調べてきて、近隣も調べなあかんと思って。正職員が100に対して、8時間アルバイトの非正規が120人ほどいるという割合ですから、本町の割合はとんとんですわね、今、報告によると。そういう点では、京丹後は多いなというふうに思っています。

そのアルバイトに、クラス担任も任せているという話です。安上がりになるのはいいけれども、いざというときに、どういう責任を、どこまでとれるのか、公的責任の放棄にならないかという疑問はそこなんです。

いざというケースにも、いろいろですけども、私は、子供にとっては保育所というのは、最初の集団生活の始まりだと思うんですよ、僕は。だから、ここで発達段階、いわゆる子供期と言っているようですけども、大変重要な意味を持つと思ってるんですね。この中で子供の育ちが始まるんです。大きく成長する時期になるんですね。保育の質というのは、とりわけ重要になってくると思います。ただ単に、昔ながらの寺子屋や託児所で預かっているんでなくて、保育ですから、まさに、その質が教育なんですよ、言うなら。だからその質が問われると。

次の質問というのは、私は研修制度はもっともっとしっかりやる必要があるのではないかとこのように思っています。その質を高める上でも。時間がありませんから、この点で今、研修状況について教えていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 課長のほうから答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほど、フルタイムでの臨時の方につきましては48名ということで、報告をさせていただいております。この中で、実際に担任を持っていただいているクラスと申しますのが6クラスございます。先ほど町長が申し上げましたように、この担任を持っていただいている方については、保育士資格を持った臨時の方でありますし、また、研修等につきましても、その正職員と同じようなこととはいきませんが、そういった研修の機会があるごとに、こういった臨時職員もあわせて研修に行かせておりますので、決して、この保育士さんの質が落ちて、指導ができていないというような状況にはなっていないというように思います。

なお、この担任を持っていただいております保育士さんについては、4月に採用した職員ということではなしに、一定、経験を積んでいただいたベテランの臨時の職員さんに当たっていただいております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) たびたび言いますが、時間がありませんから、細かい問題は個別に後でするようにします。私、重要だと思ふ点だけ言っておきたいと思っています。一つは、京丹後市の場合、100%出資の総合サービス株式会社というのを立ち上げてます。見ると、谷口議員が一般質問で取り上げるようですけども、それはともかく、そこでは、実質人材派遣をしてるわけですね。市がつくった会社が総合サービスをつくって、それでしていると。今のところ保育業務に、保育の担当者に配置するということをしてないようです。今やってるのは、給食婦、学校の給食婦とか、保育園とか、それから社協のところとかいう部分、まだ限定的なようです。ただ、ほとんど8割ぐらいですかね。京丹後市に依存した事業体のようでございます。

問題なのは、私が気になっておるのは、前にも述べましたが、業務委託なんですね。派遣業務なんです。そこで大問題になった偽装請負だなんだというふうなことの問題も出てくるので、そういうことのあり方についての認識をきちっとしておく必要があると思っています。これはこのぐらいにしておきます。時間ありませんから。

それで、次の質問に移りたいと思っています。一つは、一時保育についてお伺いしたいと思っています。聞くと、ここはよく調べてないので誤解があったら訂正してほしいんですが、一時保育について、緊急な事態で一時保育を要請した場合に、本町の場合どういう対応をされるのか、教えてください。

議 長 (井田義之) 佐賀福祉課長。

福祉課長 (佐賀義之) この緊急な場合の一時保育でございます。全く今までお預かりをしていない方は、はい、きょう預かってほしいと言われましても、これはもうはっきり言ってできません。そういったことで、事前に、やはり2日前等々で言っていただきましたら、それを調査しまして、そして、申請書等もございまして、そういったことで対応はさせていただきますけども、きょうの朝、言うて、きょう預かってほしいと、このような状況ではございませんので、そのあたりについてはご理解いただきたいと思ひます。

議 長 (井田義之) 伊藤議員。

7 番 (伊藤幸男) 私、本当に緊急の場合も起こると思うんです、今の時勢ですから。そのことはどういう対応をするかというのはね、本町だけで今やんなさいというんでないけども、もっといろんな協力体制を、もっと考えると。例えば民間の保育園だとか考えると、そういうことも含めて、緊急な事態にどうするかというのは、ぜひ考えてください。

それから、もう1点聞いておきたいのは、もう1点って、もう2、3点あるんですけども。三河内保育園についてですけども、もう幼稚園だけになるんですね。この点は、大体、見通しみたいな方向性は出たんでしょうか。町長にお伺いしたいと思ひます。

議 長 (井田義之) 幼稚園が一つになるんで、保育はどうするんだということでしょう。

太田町長、お願いいたします。

町 長 (太田貴美) 三河内の場合は私立のめぐみ保育園というところが保育所として地域で預かっていただいていたという経過はございますが、もう今そうしたところが閉鎖されましたので、三河内には幼稚園しかございません。

三河内の子供たちの中には、保育所を、他の地域の保育所に行ったり、あるいは私立の保育所へ行くような形で、今お世話になっております。幼稚園は、地域としては保育所はございません。

7 番（伊藤幸男） これからは特に何もしないと。

町 長（太田貴美） 今のところ、そうした形で幼稚園を建設するときに保育所にするか、幼稚園にするかというときに、三河内の方たちは幼稚園をとということで、幼稚園をされた、そういう歴史もございますので、その地域の者が必ず、その地域の保育所に行くということにはなっておりません。

いろいろな、その保育所によって時間帯を変えたり、預かる子供たちの年齢を変えたりしておりますので、町内どこでも選択はできるという状況でございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう1点が、夏休みの期間の3歳以上の場合、夏休み保育、こういう点はどうなっているか。聞くとところ月8,000円というようなことで聞いておるんですが、近隣との比較を考えてどうなんだろうという点はどうですか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 夏休み中保育と言われましたけども、学童のことでしょうか。小学校等の。

はい、学童につきましては、この与謝野町では現在7カ所、学童保育を持っておりまして、ここについては、地域によっては大変多くの方が利用していただいておりますけれども、入れないから拒否しているというような状況ではございません。

先ほど、町長が三河内地域の保育所の回答をさせていただいておりました、めぐみ保育園につきましては、平成23年度いっぱい、めぐみ保育園としてお世話になっております。町長のほうから訂正がございましたので、あわせて報告をさせていただきます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 最後の質問になると思いますが、近隣の町では土曜保育が行われていると聞いています。本町の場合も、住民の中からそういう声が出てるんじゃないかと思ってるんですが、課長、いかがでしょうか。

7 番（伊藤幸男） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この土曜日の昼から保育だけではなく、日曜日でありますとか、また病後児、病児保育等々の要望が出ております。しかし、町長の答弁でさせていただきましたように、本場に職員の体制が、先ほど申し上げましたように正職員が49名、臨時職員が48名と、このような体制で、いっぱいいっぱい今、回っております。そういったことを考えますと、土曜日の保育でありますとか、昼から保育でありますとか、休日保育としては本当に担当課としては、実施したいのはやまやまでございますけれども、そういった体制がきちっと通った段階で実施できるものということで、今後、調査検討をさせていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員、まとめてください。

7 番（伊藤幸男） 時間がなかったので、細かいいろんな課題については、課長と、また後日、協議したいと思っておりますが、ぜひ、今の最後の質問でもありましたように、町で独自にやろうという場合には、困難さがあるにしても、地域連携で全体に与謝野町内で、そういう施設やとかということの協力も得て、そういうニーズにこたえていくという工夫もね、一歩踏み込んだ形で検討も、ぜひしてほしいなというふうに思っています。かなりそういう要求が強いようですから、そこはこたえていただけたらと思っています。ありがとうございました。

議長（井田義之） これで伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

次に、9番、家城功議員の一般質問を許します。

9番、家城議員。

9番（家城 功） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は通告しておりますとおり、行政に、また、行政で働く職員に対して、日ごろ多くの町民の方が感じておられる思い、また、私自身の希望も含め意見を述べさせていただきます、町長、また、教育長にお考えをお聞きしたいと考えております。

私は日ごろより、行政の仕事とは、町民の方が安全で安心できる生活をサポートすることが大きな役割の一つではないかと考えております。行政の職員は、単なる事務屋ではなくサービス業であるという意識を強く持ち、町中や現場には常に足を運び、情報を集め、一步先を見詰めた視点で業務に取り組んでいただきたいと感じておりますし、過去の議会においても何度か職員の意識改革について、提案もさせていただきました。

そういった中、6月下旬より約1カ月半にわたって開催されました地域懇談会では、与謝野町内24区に出向かれ、大変多くの町民の皆さんにご参集をいただき、夜遅くまで庁舎問題を中心に、行政に対して多くのご意見をお聞きになられたことは、大変業務でお疲れの中、ご苦勞であったのではないかと感じております。

この地域懇談会では、庁舎問題が大きな柱であり中心ではございましたが、職員の通常の業務について、また、職員数、給与の削減、総合福祉施設の問題、もちろん我々議会に対する期待やご意見も多かったとは感じておりますが、行政、とりわけ職員の方に対しての不満やご意見、また、期待や希望は非常に多かったのではないかと感じております。今日の地方行政や職員の方を取り巻く環境は、目まぐるしい政治政策の変化、また、政治に対する国民の不信感が招く政治離れ、たび重なる災害による影響、また地方分権によるしわ寄せなど、大変厳しい状況下にあることは理解しておりますが、こんなときだからこそ、いま一度、原点に戻り、足元をしっかりと見詰め直して、少しでも多くの町民の方が納得していただける仕事をすべきではないかと考えております。

それでは、通告しておりますとおり質問をさせていただきます。

まず一つ目、現在、与謝野町では、地域振興課を含めると16の課がございます。各課における課題や問題の解決、また、町独自の取り組みをすることは、当然、行政サービスに欠かせないことではありますが、それらはどういうふうにご各課で協議がなされ、どういった形で行政サービスにつなげておられるのでしょうか。町長がご理解されておられます範囲でお聞かせをいただきたい。

二つ目に、与謝野町では、ここ数年の間に定年退職を迎えられる課長が大変多く、今、私の両サイドにおられる顔ぶれも、ここ数年の間には、大きな変化があるのではないかと感じております。これは私個人の見解、考え方かも、受けとめ方かもしれないかもしれませんが、現在、理事者席におられます各課の課長におかれましては、非常に、いわゆる守りに入っておられる課長が多いのではないかと。そんなふうには私自身は感じますが、町長はどう感じておられますか。私は、新たな町独自の取り組みや提案が余りなされていないように見受けられますし、感じておりますが、どのように理解され、また、どういった指導をされておられますか。お聞かせください。

三つ目に、あいさつは基本中の基本である。私は常にそう思っております。いまだ徹底されていないように強く感じる場合があります。多くの町民の方からも、各庁舎に行っても、知っている一部の職員の方はあいさつしてくれるけども、多くの職員の方は、つくえに向かって知らん顔をして愛想もないと、非常に閉鎖的だし、雰囲気も悪い。そういったお話をお聞きすることが多いように感じますが、そういった状況は開かれた行政とは言えないのではないのでしょうか。いま一度、徹底した指導をすべきではないかと感じますが、町長はいかがお感じでしょうか。

四つ目に、今、大変多くの町民の方が関心を寄せておられる庁舎問題につきましては、それぞれの立場や地域の中で、さまざまなお考えやご意見があると感じておりますし、我々、議会に課せられた責務は大変重大であると感じております。現在、議会でも庁舎問題特別委員会を組織し、議員が一丸となって勉強している最中でございます。これから、徐々に調査や検討を重ね、議員それぞれが考えや方向性を示し、最終的には結論を出すわけでございますが、もし総合庁舎方式になった場合は、当然。また分庁舎方式においても、岩滝のある地区の方が地域懇談会で提案されました総合窓口を設置し、だれが庁舎に来られても迷うことなく対応ができる対応をとる体制づくりをすることが必要ではないかと私も考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

五つ目に、教育長にお聞きいたします。与謝野町では、「こどもたちの安全は地域から」というスローガンを掲げ、現在、各小学校におかれましても、地域見守り隊活動や登下校児の立ち当番、ストップマークや亀の子マークの設置、地域110番の家、あいさつ運動や、防犯警戒の巡回など、各地域のご協力やご理解の中、いろいろな形で対策や取り組みを進めていただいております。

そういった中で、少し強引な提案になるかもしれませんが、行政でもできること、言い方を変えればやってほしいなど感じる場合がございます。これはあくまでも例えばですが、現在、与謝野町では、非常勤ではございますが、教員OBの指導主事の先生方が数名勤務されておられます。聞くところによりますと、主な職務としては学校、とりわけ校長先生等の連絡、また、指導に当たられているとお聞きしております。各小学校では週に1回、もしくは1月に1回、児童の一斉下校が実施されていると聞いております。その際に、この指導主事の先生方が学校へ出向かれ、児童と一緒に下校をしていただければ。

一つ目に、児童のふだんの生きた声が聞けるのではないかと。

二つ目に、一緒に歩くことによって、地域の方と接する機会もできるのではないかと。

三つ目に、指導主事の先生が来られるということで、各学校の先生方にも緊張感が生じ、現場も引き締まるのではないかとといった、非常に有意義な効果があらわれるのではないかと勝手に考えております。

例えば、指導主事の先生方でなく、教育長みずからが出向かれれば効果はさらに大きいのではないかと感じますが、私はこういった取り組みも進めていくことも大切ではないかと感じておりますが、教育長はいかがお考えでしょうか。以上、それぞれのお考えをお聞きし、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 家城議員、ご質問の1点目、各課における課題や独自の取り組み等を協議し、行

政サービスにつなげている取り組みはなされているのかについてでございますが、庁舎内で組織をしておりますまちづくり及び行政改革推進本部におきまして、各課が取り組む事業や課題について、いろいろな角度から意見交換、議論することにより、その方向性を確認し、事業化等に反映させております。

その一端を申し上げますと、災害時の要援護者名簿の作成では総務課、福祉課の課題ではございましたが、まちづくり本部会で協議をし、記入方式の調査では不十分であった内容を職員で直接聞き取り調査をするべきとの意見があり、そのように取り組んだことがあります。また、住民サービス向上の観点から、諸証明交付事務の郵便局への委託についての提案があり、その課題、問題点について議論しているところでございます。このように、一つの担当課の提案に対し、横断的な議論、調整を行うとともに、最もよい住民サービスにつながる職員の提案を促すことに努めているところでございます。

次に、2点目、ここ数年で定年退職を迎えられる課長が多い中、私個人の見解かもしれないが、守りに入っている課長が多いと感じる。新たな取り組みや提案があまり見受けられないように感じるが、どのように理解され指導されているのかについてでございますが。

今後、数年の間に多くの管理職員の退職が見込まれておりますが、私ははっきり申し上げまして、議員がおっしゃるような、いわゆる守りに入って仕事をしている課長などはいないというふうに認識しております。議員ご指摘のとおり、行政の仕事は町民の皆様が安全で安心に過ごしていただけるようサポートする大きな役割があることは当然のこととして、これまでから、安心・安全な住みよいまちづくりを町政推進の柱として、行政運営を進めております。そのような中で課長は、それぞれの分野で、それぞれの行政ニーズにこたえるため、限られた予算の中で知恵を絞り、課の中心としてリーダーシップを発揮し、施策の推進に取り組んでいます。そして、そのような課長の姿を見て、将来を担う職員が育ち、また、その職務を引き継ぎ、よりよいまちづくりを目指すという組織の活性化が図られて、役場機能が維持されているものというふうに考えております。

次に、3点目、基本であるあいさつは、まだ徹底されてない、各庁舎に行っても、一部の職員があいさつしてくれる程度で、多くの職員はつくえに向かっている状態は、開かれた行政とは言えない、徹底した指導をすべきではについてでございますが、これまでから、あいさつの励行は当然の町民に対する基本的な姿勢として、徹底して指導してはりましたが、先日、町民の方からあいさつができてないとおしかりをいただきました。これは職員というより、一人の一般常識のある人間として、やはりそれらが大切だと思いますし、それぞれあいさつから始まる行政サービスの意識は持ってくれているとは思いますが、現実として、まだまだ至らない面があり、今後とも一層、徹底した指導を職員に行っていきたいというふうに考えております。

また、職員はつくえに向かって仕事をする場合が多いことから、来客者対応に至らぬ点が出ておりますので、執務スペースの可能な範囲で、座席の配置を考えるなどの、お越しになったお客様に対して、即座に対応させていただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、ご質問の4点目、庁舎問題で提案のあった総合窓口の設置の考えについてでございますが、町政懇談会の中でも、私は総合窓口的な役割を担う部署の必要性は感じていると、そういうふうに答弁をさせていただきました。これは役場へ来られた方が、どこの課へどのような目的で

来られたのかを、まずはお聞きする場所が必要で、会社であればインフォメーション、いわゆる総合案内があって、各課の業務内容や担当者などを平たく知っている職員を配置することが理想であるというふうに考えております。

この考え方は、総合庁舎であろうが、現在の分庁舎方式であろうが、同じことが言えるのではないかというふうに考えておりますが、現在の分庁舎方式においては、これらの業務は各地域振興課や住民環境課、総務課などが担っておりますものの、専属の職員を配置した形とはなっておりません。

また、もう一つの考え方として、すべての職員が、これらの機能を担うことができる職員教育を進めることになり、もっと効果的な総合案内ができるのではないかというふうに思います。したがって、今後の展開によりますが、もし、総合庁舎とした場合は、総合窓口として総合案内を専属に行う方法や、職員研修のあり方を検討し、職員全員がインフォメーションでき得るような体制づくりも考えられるのではないかというふうに思っております。

以上で、家城議員の最初の質問の答弁といたします。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 家城議員の質問、5番目の質問についてお答えをさせていただきます。

その前に、家城議員、触れられておりましたように、「こどもたちの安全は地域で」という合い言葉のもとに、子供たちの安全確保のためにいろいろ対策を講じていただき、取り組んでいただいている方々に感謝申し上げる次第でございます。

さて、ご質問の件でございますけれど、まず、指導主事の業務につきまして、簡単に紹介させていただきます。地方教育行政法で、正式には地方教育行政の組織及び運営に関する法律でございますけれど、市町村教育委員会は指導主事を置くこととなっております。これは、いじめ問題等で教育委員会の対応が、いろいろ問われたことがございます。その意味で改正をされまして、はっきりと指導主事を置くようにということが法律で明記されたわけでございます。それ以前は、市町村教育委員会は、前項に準ずるという規定であったわけですが、法律の中ではっきりと位置づけて必置の職でございます。

その業務は、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的なことの指導に関した事務に従事することとなっております。本町では、ご指摘のように中学校組合も含めまして4名の元校長職でありました指導主事が従事しております。それぞれ週3日の勤務態勢をとって複数で対応できるようにしております。ご指摘の下校指導等を定期的に行ってはどうかということですが、従来から指導主事は学校訪問を行っているところでございます。これは、京都府教育委員会、具体的には丹後教育局の指導主事を中心とした学校の指導主事訪問があります。それに私どもの指導主事も一緒になって、年に一度は必ず、その学校を訪問して、学校の実態、実情を聴取するとともに、また見、そして、そこで指導、助言をしているところでございます。

したがって、また、特に下校指導に入っているとかいうことはございませんけれど、そのときには朝、登校する様子や、あるいはまた、下校する様子も、その訪問の際に見させてもらっているところでございます。

また、それ以外にも、授業参観や職員の指導等をやっておりますし、不審者が発生した場合、あるいは災害時見回りなどで、学校の登下校の指導の様子を把握し、課題があれば出向いて指導助

言をしているところでございます。

指導主事の職務が、先ほどの業務内容でありますので、学校の教育課程、学習指導、生徒指導、教職員の指導力向上など、どうしても事務的な業務が中心でございますけれども、先ほど述べましたように、学校の実態をよりの確に把握して適切な指導助言ができる上では、家城議員のご指摘も一つの方法かとは思いますが、ご質問の中にありました3番目の教職員が緊張感を持つのではないかというのは、これは私どもは配慮しておかねばならない大切なことだと思っております。いわゆる学校の教育活動の責任者、あるいは学校運営の責任は校長の裁量にゆだねておりますので、私どもが、そのわきまを忘れまして大幅に出て行くことは学校現場を萎縮させる、そうした側面もありますので、その点、先ほど申しましたように、我々のほうは常に、それを念頭に置いた対応が必要かと思っております。ましてや、私が行くことは、よほど配慮する必要があると、私自身は思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 今、いろいろとご答弁をいただいたわけですが、まず、一つ目の、各課において独自の取り組みをとというような話の中で、今、町長のほうからご説明をいただきました。この今、私もきょう資料入れて持って来ましたが、このバックも多分、所管は商工観光課ではないかなと思っておりますが、町をPRするための商工観光課でのアイデアの中で、こういう袋を配られたのではないかなという思いがあるわけですが。

町長、このまず、袋ですね、ご存じだと思うんですけども、町長なりの思いもありませんかと思っておりますが、まず町長の思いとして、どういう思いでこういう袋をつくられましたのでしょうか、もしよかったですらお聞かせください。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 町長の思いと言いますよりも、それぞれ観光振興ビジョンを策定しました中に、そうしたものを進めていくというふうな、与謝野町の共通のPRができる、そうしたものをつくっていくということがございましたし、それに沿って多くの委員さんたちにも手伝っていただく中で、でき上がってきたというふうに思いますし、その絵柄やそういうものについても、その方たちが決めて、つくられたというふうに思っております。

町のイメージとしては、よその町にはない色づかい等があつていいのではないかなというふうには考えております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 私もそう感じております。どれぐらいの数が今回つくられて、コストがどれぐらいにかかっているのか、僕もまだ聞いてないんで、わからないんですけど、この手提げバック、私もきょう使わせていただいております。また、過去も何回も使わせてもらっておりまして、大変丈夫で結構、内張りというんですか、紙も、ただの普通の紙じゃなくて、大変丈夫で、またデザインも今、町長、言われましたように、よその市町ではあんまりないような色づかい、デザイン。非常に評判がいいんです、めちゃくちゃ。私も持っていましたら、どこへ行ったら買えるんだというようなお問い合わせもありまして、担当課に聞きますと、登山マラソンや国民文化祭で他町から来られた方に配るんだというようなことなんですけど、例えば、こういったバック一つでもね、例えばもっともっと担当課で知恵を出し合えば、これを、もうけるためじゃなしに、与謝野

町をもっともっといろんな人にわかってもらう手段として、例えば、町内の人でも買っていただけるような、結構、お菓子とかをちょこっと入れてお土産に持って行かれたりとか、非常に使いたいという方が、私自身も多く聞いておりますし、そういった非常に自慢のできるバックじゃないかなと感じております。

そういった中で、例えば、国民文化祭までの知恵は商工観光課で出していただいたわけですが、もう一步、前を進んで考えると、例えば、観光協会なり、そういうところで売っていただくなり、例えば地域の商店街に協力を求めて扱っていただくなりということも大事だと思うんですが、そういった一步前進した仕事が求められていくのではないかなと感じておりますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今どうということにはならないかと思えますけれども、そうした案も一つのご提案として、また、考えさせていただけたらというふうに思いますし、せんだって京都全部からですか、女性の船に乗った方たちの、女性の方たちが来られました。ここにありますが、このシートといいますか、ファイルのシートや、そういったもの、そして、今回、出しましたいろんなパンフレットなんかは、非常に女性の方の人気の高いというような感じがいたしました。どこかの、いろんな土産物屋さんでも、またデパートや、そういうところでも袋として、一袋幾らというふうな売り方をされておりますので、そうしたことも一つのPRを兼ねた、もうけるという意味だけではなく、やはりPRを兼ねたものじゃないかなと、そしてまた、お金を出して買っていただいたものは、大事に使いますので、そうした意味でも意義のあることかなというふうに思いますので、一考させていただきたいと思えます。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 私もファイルを持っております。また、こういった袋も持っております。はい。

それこそ、商工観光課に限らず、各課においても一步前進した、それぞれの取り組みをしていただくことが、せっかく与謝野町にとってよい方向に進むのであれば、これだけすばらしいアイデアや知恵を皆さん持っておられるわけですので、よい方向につなげていっていただける、今後ともそういうような取り組みがしていただければと思っております。

次に、ちょっとこれだけ皆さんにいらまれながら定年を間近にされておる課長が、守りに入っておるのではないかと。大変失礼な言い方をさせていただいたんですが、私が町の方に聞くと、私も以前、議員になるまでは、商工会のほうに勤務させていただいておまして、経営指導員という仕事をさせていただいておった仕事の関係上、行政の皆さんとは野田川、加悦、岩滝問わず、何かと一緒にお仕事もさせていただいた中で、今、ここに課長として座っておられる皆さんも課長補佐、また主事、また主幹という時代のときから、お付き合いもさせていただいておるわけですが、昔はもっとチャレンジ精神が旺盛で、自分がこうあるべきだとか、町がこうあるべきだという部分に関しては、結構、上司の方に対しても積極的に意見をぶつけたり、納得のいく仕事をされていたように感じ、それに比べて課長になられたら、今は町長の顔色を多少でも気にしておられるのかなというふうに、私自身は感じますし、多くの町民の方も、そういったご意見をお聞きすることもございます。

私も議員になるまでは、いろんなところでいろんなことを、所構わず言っておりましたが、い

ぎ議員になって、この立場になりますと、ここに来て町長に、こう言いたいんだと思っておっても半分ぐらいしか伝えられないので、あまり人のことを偉そうに言えるようなあれではないんですけども、今回、地域懇談会を通しまして、多くの町民の方が、いろいろなご意見を出されました。そういった中で、多くの方がワーキンググループの報告内容について、不十分であるとか、配慮がないとか、そういうような指摘をされた方が多かったのではないかと感じておりますが、その後、何人かの課長さんともお話をさせていただいたりして、自分がやられた仕事にあまり自信を持っておられないのかなと、恐らく謙虚になられとるのではないかなという思いもあるんですが、本来は自信も、当然、誇りも持っておられるとは思いますが、町長はその辺、どういうふうにお感じになられておりますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） こうした問題に限らず、今、本当にこの与謝野町におきましては、それぞれの課が大変な事業を抱えております。一つ一つ挙げれば、それぞれに町、始まって以来の事業だとか、初めての事業だとか、いろんなものを持ってまして、大変そうした意味ではハードなことをずっとこなしてきてくれたというふうに思いますし、職員もそれについて一所懸命やってくれたんじゃないかなと。昨年度の、22年度の決算は、これから審議いただきますけども、きめ臨交だとか、経済対策の浮揚策だとか、本当に今までにはない、また、こうした財政力の弱い町にとりましては、本当にこれを機会に取り組めることをやらせていただきました。そういう意味では、できるだけお金を使わずに自分たちの町の整備に、それぞれの課が本当に頑張ってくれた結果、そうしたことが成り立ったのかなというふうに思っております。そういう意味で、今、持っているいろんな事業が手いっぱい、むしろそれは気持ち的な余裕がないのではないかなという、そういう不安は感じております。

しかし、それは全く自信がないとか、そういう意味ではなしに、先ほど来、出てますようなあいさつについても、職員が手元の仕事が本当に必死になって一所懸命やっておりますので、そうした心のゆとりが皆さんには感じ取っていただけてない、あるいは笑顔にならない、あいさつができない、そうしたことにあらわれてるのではないかなというふうに思いますし、そうした意味で心身ともに健全なと言いますか、そういう落ちついた仕事のできる状況に持っていくことが私自身にも課せられた役割ではないかなというふうに思っておりますが、そうした一因もあるのではないかなというふうに私自身は考えております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 私もそういうふう感じております。職員の皆さんは町にとって宝だと、私も思っております。

我々議員も、当然一緒だと思いますが、仕事をするときには、とことん仕事をしていただいて、やった仕事に関しては、当然、誇りや自信を持っていただいて、例えば、多少不安になることも当然あるかと思うんですけども、例えば、さっきも例で挙げました地域懇談会の話をしましたですが、私が見に行かせていただいた地域懇談会の中で、例えば、そういった指摘があったときに、いや、私は自信を持って仕事をしましたよって手を挙げて言うてくれた課長さん、私はなかったように思います。もちろん謙虚に受けとめられとる部分のほう表に出て、そんなことはあえて言う必要もないというふうに思っておられたのだとは思いますが、やっぱりそういった意識を強

く、常に持っていただいて、仕事に当たっていただきたいと、ましてや、こんなすばらしいバックができるような、すばらしい職員さんが、皆さんおられますので、そういった自信を持って取り組んでいただければありがたいなと感じております。

次に、あいさつの件ですけれども、あるご年配の女性の方から、「役場は、私らみたいなおばちゃんが行ってもあかんと、行ったらあかんとこなんだな」という話をされまして、「何ですか」ということを聞きますと、「役場に行っても役場の人は冷たい目で見なるし、対応もやさしくないし」ということでした。「そんなことあらへんで」と「そんなことないよ、みんな一緒に、いつ行っても笑顔であいさつしてくれるし、何でも相談に乗ってくれませ」という反論をしたわけですけれども、その女性の方いわく、「それは、あんたら議員や、特に怖そうに見えるえらい人、そういう人らには、そうかもわからんけど、私らみたいな気の弱いおばちゃんが行っても、ほんま冷たいんだ」というふうに、多少は被害妄想的な受けとめ方なんかもわからんのですけど、私も、そいうやそいうこともあるのかなというふうに感じるのが現実です。

やっぱりいま一度、厳しく、やっぱりだれが来られても、それぞれ皆さん仕事を持って大変だとは思いますが、人けがしたらぱっと振り向かれて、笑ってほしいとは言いませんけども、せめて「こんにち」ぐらいは言うていただければ、役場に来られた方も、ああ役場に来てよかったなというて、役場に来てよかったというのが、表現がおかしいのかどうかわかりませんが、そいう気持ちになっていただけるのではないかなと思います。いま一度、厳しい徹底をしていただければと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） みんな気持ちの上ではわかってても、それが形になかなかない、先ほど言いましたように余裕がないといいますか、パソコンに向かっての仕事が多いような中で、そうしたことになるのかなというふうに思いますし、決して役場というところは、何にも怖いところでもないですし、むしろ昔ですと、役場に行くんはちょっと服を着がえて行かんなんと、今はそいうことはないですけども、一昔前にはそいう感じで、なかなか敷居の高いような、そいう感じがしてたんだと思いますし、職員も肩ひじ張ったような格好ということがあったからだというふうに思いますけれども、そうしたときから比べれば、本当に、もう少し交流のできる、そいう形にはなってきたと思います。

しかし、組織も大きくなりましたから、今までのなじみの方がおいでにならないというふうなことも、一つ大きな原因なのかもわかりませんし、いろいろといただきますご意見については、このところ朝礼でも、今月もでしたし、先月もそいう話をいたしました。それに伴いまして、総務課からはエチケットといいますか、お作法の、そいうマナーの本を持って、課長が、それぞれの職員を、時間をとって指導すると。課ごとにそいうことを励行していくというふうなことも、昨年から言ってるんですけど、なかなか履行できてないようですので、もう一度それを徹底するということできせていただいています。

変な話、一番はっきりしますのは、町長室に入りますときに、今までコンコンだったのが、コンコンコンと三つたたきます。コンコンというのはトイレのときですし、やっぱり部屋に入るときは三つたたくというのが、そいうものは、そいう形で、意識してやってるんだなというふうに思えることがありましたけれども、やはりそれを常に続けて、やはり嫌な思いをしていただ

かないような、また自分も気持ちよく仕事ができるような、そうした関係をつくっていくには、やはりそうした潤滑油でありますマナーというのは大事だと思いますので、今後につきましてもあらゆる機会をとらえて徹底していきたい思います。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 我々、選挙するときは電信柱にも頭下げと、いろんな方に言われまして、電信柱まで下げていただく必要はないですけど、せめて振り向いて笑ってあいさつぐらいはしていただければと思います。

四つ目の総合窓口なんですが、先日、私もある方から相談を受けて、岩滝庁舎のある課に行かせていただきました。そしたら、相談内容を伝えたら、その件は野田川庁舎のある課ですよということで、野田川の庁舎までまた移動しました。そしたら野田川庁舎で確認しますと、その件はもう終わっておって、きょう来なった分に関しては、岩滝のある課の担当ですわと、いわゆるこれが世間で言われるたらいい回しなんかなど。

私は車の運転もできますし、車も持っておりますんで、岩滝へ行け、野田川へ行け、加悦へ行けと言われても、簡単に行けと言われたところに行けますけども、これが車の運転できない方で、バスとか、例えばタクシーで移動される人が、もしそんなことになれば、タクシーだったら、タクシー代もばかにはならないでしょうし、バスだったら、次のバスが来る間の時間待ちも大変でしょうし、そういった意味で、総合窓口というのは、やっぱりあるべきではないかなと、先ほど町長のご答弁で前向きに考えていくと、そういった分庁舎であろうが、総合庁舎であろうが、全部の職員が、そういう対応ができればいいんだという、最終的にはそういうふうなあれでしたけど、やっぱり一つ、そういった窓口を置いていただいて、1回目の質問でも言いましたように、町民の方が来られても、総合窓口が対応してくれることによって、こういった問題も改善される中で、町の主役は町民であると、そういった中で庁舎は利用しやすい環境で、行きにくいところじゃないんだという意識を持っていただけるのではないかなというふうに感じております。

時間は、まだこっちはあるんですけど、こっちはもうないんで、お願いだけしておきまして、最後に教育長に、ご答弁いただきました件でございますが、あくまでも私の希望であって、こういったこともできるんじゃないかなという話でございます。

教育長におかれましては、私が高校におりますときからの恩師でございまして、今こうやって議会の議員としてお話させていただけるのも、教育長の、ひとえにご指導のおかげではないかなと、そのすばらしい人間性と指導力、また、多彩まれな知恵、そういったものは与謝野町の将来を担う子供たちにとっても、有意義に発揮していただけるものと信じております。

いま一步、前進した取り組みも必ず教育長ならやってくれるのではないかなと感じております。ぜひともよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議 長（井田義之） これで、家城功議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後4時まで休憩をいたします。

（休憩 午後 3時48分）

（再開 午後 4時00分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

一般質問を続行します。

次に、2番、和田裕之議員の一般質問を許します。

2番、和田議員。

2番（和田裕之） ご苦労さまです。

それでは、本日最後となりましたが、議長のお許しをいただきましたので、事前通告に基づき第38回9月定例会の一般質問を行います。よろしく申し上げます。

私は原発依存のエネルギー政策から、自然エネルギー利用で地域経済の活性化をという1件につきまして、5点ほど質問させていただきたいと思っております。

3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島原子力発電所の事故は、日本と世界の人々に大きな衝撃を与え、原子力発電の安全性について深刻な問題が明らかとなりました。原発事故による放射能汚染は広範囲で、土壌・水道水・牧草・農作物・水産物にまで被害を及ぼし、海洋汚染は被害の程度もわからない事態に、国民、特に子供への健康被害を憂慮する声が高まっております。

また、次々と明らかになる内部被曝の問題も深刻です。外部被曝も怖いものですが、一番怖いのは内部被曝でもあります。原発から60キロメートル離れた福島市では、10人中10人の子供たちの尿からセシウム134、137が検出されました。海洋汚染についても、日本海の魚からセシウムの検出情報が相次いでおります。このように、原発事故は他の事故とは違い、一度起きたら取り返しのつかない「異質の危険」がある、このことを認識し、今の技術では使用済み廃棄物の問題も含め、未完成で危険なものであることは明白です。

日本は世界でも有数の地震国・津波国であり、そこに集中立地している危険性は重大な問題です。今回の事故は、安全神話にしがみつき、備えを十分にとらなかったことが、深刻な結果を招いたと言わざるを得ません。この「安全神話」を一掃し、「原発事故の危険性を最小限」にしても、安全な原発はあり得ず、重大事故の起こる可能性を完全に排除することはできないということ認識すべきです。

福島原発の事故以来、日本だけではなく、世界でも脱原発の世論が広がっております。国際的にはドイツ・スイス・イタリア、また、国内の世論調査でも、原発は廃炉すべきとの声が82%に上っております。もちろん、今すぐに原発をとめろという議論は無理なわけで、まずは、安全優先の原子力政策に切りかえる必要があり、原発をゼロにする期限を決めたプログラムを策定することが必要です。福井県若狭湾沿岸は、原子力発電所が14基稼働し、全国で稼働している原発54基の26%が集中立地しております。福井県知事も「福島の事故の教訓が明らかにならないまま再稼働は認められない」という態度をとっておられ、当然ではないかと思っております。これらの原発から30キロ圏内の当町でも、決して人ごとではなく、不安の声が多く聞かれます。

再生可能エネルギーへ転換することの意義は、地域密着型、分散型で災害時のリスクが小さい、また、地域経済、雇用対策、農林業の再生が期待でき、町おこし、仕事おこしとして地域経済の活性化にも大きな力となるのではないのでしょうか。地域固有のエネルギーを活用していくためには、小規模な事業を無数に立ち上げていくことが求められていますので、仕事おこし、雇用創出には大きな効果があります。日本の再生可能エネルギーのポテンシャルは、太陽光1億4,929万キロワット、風力18億5,560万キロワット、揚水風力は15万7,162万

キロワット、中小水力1, 444万キロワット、地熱1, 420万キロワット、これだけの合計で20億キロワットを超えていると言われております。これは日本の発電設備能力全体の10倍、今ある原発54基の40倍となります。

また、ここ京都では、京都府の再生エネルギー戦略会議の試算発表によると、太陽光と風力で最大960万キロワットの可能性があるとの結果でした。これは福井原発の発電総量979万キロワットに匹敵するものです。現在の日本国内の自然エネルギーの総発電量は、水力を入れても9%であり、ドイツの17%と比べても低いのが現状です。今、各地の自治体でも再生可能エネルギーへの取り組みが始まっております。京都府下では福知山、綾部、舞鶴市の3市、上限6万円か12万円の太陽光発電補助、亀岡市と京丹波市では上限12万円。亀岡市では申請が殺到し、500万円の予算がいっぱいとなったと聞いております。当町としても、自然エネルギーを取り入れる施策が必要ではないかと考えております。

そこで、次の5点についてお伺いをしたいと思います。

まず、①原発は段階的に廃止し、自然エネルギーへ転換すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

②自治体でもモニタリングポストの設置が必要と考えますが、お考えをお聞かせください。

③原子力防災計画の策定の必要性をお聞かせください。

④エネルギービジョンの策定の考えをお聞かせください。

最後、⑤自然エネルギー利用で地域の経済活性化の考えをお聞かせください。

以上、5点についてお聞きしたいと思います。

これで、私の1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 和田議員、ご質問の原発依存のエネルギー政策から自然エネルギー利用で、地域経済の活性化をについてお答えいたします。

まず、1点目の原発は段階的に廃止し、自然エネルギーへ転換すべきと考えるが、お考えについてですが。

6月定例会の議員の一般質問に対するお答えの中で、私も今回の大震災が、原発の安全神話のもとより、我が国のエネルギー政策を根底から覆す大災害であったとの、そうした認識を申し上げましたように、原発の段階的な廃止と自然エネルギーへの転換は、当然の、また自然の流れであるというふうに考えております。

2点目の自治体のモニタリングの設置をでございますが、京都府では東日本大震災の福島第1原子力発電所の事故を受けまして、5月に原子力発電所防災対策暫定計画を策定しました。この計画は緊急的に対応する必要がある原子力防災対策について、国の原子力防災対策の見直しを待たずに、暫定計画として策定されたものでございます。この計画では、避難計画や情報伝達体制の整備、広報、啓発など、原子力防災に重点的に取り組む範囲、いわゆるEPZの範囲でございますが、その範囲を半径10キロメートルから20キロメートルに拡大するなどの対策を講じたことや、被爆した人に対応できる医療機関を増設したほか、府内での放射線量を観測する地点を、これまでの7カ所から17カ所に増設し、環境放射線量を監視する体制を強化しております。

丹後管内で新たに増設されましたモニタリングポストとしては、京都府峰山総合庁舎、京都府府立海洋センター、京都府宮津総合庁舎の3カ所でございます。与謝野町内には設置はされませんでした。近隣地域にモニタリングポストが増設されたことにより、これまでより放射線の監視体制が強化されたこととなります。また、町への対応としましては、9月補正予算で放射線測定器の購入をお願いしています。使用目的は、ふだんの与謝野町内の放射線量を把握した上で、日本国内で原子力発電所等の施設で事故が発生した場合、この放射線測定器を活用し、町内の各地で放射線量に異常がないか測定していきたいというふうに考えております。

次に、3点目の原子力防災計画の確立はでございますが、先ほども申し上げましたが、京都府では、原子力発電所防災対策暫定計画を策定し、E P Zの範囲を20キロメートルに拡大しました。新たに、この範囲に入る自治体は宮津市、南丹市、京丹波町の3市町が加わることになり、これまでから10キロメートルの圏内に入っていた舞鶴市、綾部市と合わせて全部で5市町が高浜及び大飯の原子力発電所からのE P Z範囲に入ることとなります。

現在、これらの市町では、住民の具体的な避難方法を定める住民避難計画を策定することから、関係市町でワーキンググループを立ち上げ、具体的な計画策定を進められているところでございます。年度内をめどに、各市町で防災会議の開催を経て、原子力防災対策計画を策定されると聞き及んでいます。

当町では、高浜原子力発電所から30キロメートル離れた距離にありますが、E P Z 20キロメートルの範囲に入っていないから、安全であるとは言いきれず、当然ながら事故の規模や風向き、地形などによりまして、放射能の影響を受けることも十分考えられます。また、原子力発電所に近い市町の避難者を受け入れる体制と、当然ながら当町の町民の方々の避難方法も考える必要がございますので、京都府及び近隣市町等との調整は当然、必要になりますので、その上で具体的な内容の検討をしたいというふうに考えております。このことにつきましては、9月2日に開催いたしました防災会議において、考え方をお示しし、ご了解いただいたところでございます。

次に、4点目、エネルギービジョン策定のお考えはについてお答えいたします。現在、町ではことし4月に設立しました「よさの百年の暮らし委員会」を中心に、与謝野町の地球温暖化対策実行計画の策定に取り組んでおりますが、この計画の中には温室効果ガスの削減に向けて、排出抑制の対策と施策などを盛り込むこととしておりますので、その中で自然エネルギーの利用による住民への経済的支援を検討することとしております。また、京都府の補助事業であります、おひさまエコタウン事業により、昨年度からの繰り越し事業として、クアハウス岩滝に太陽光発電とソーラーライトを、また、リフレかやの里の駐車場にソーラーライトを、それぞれ設置しました。

本年度も、野田川ワークパル駐車場にソーラーライトを設置することとしておりますので、これらの状況も踏まえ、住民の皆様からのご意見もお聞きしながら、また、再生可能エネルギー特別措置法による新エネルギーの買い取り価格の動向など、国の施策も考慮に入れながら、当町におけるエネルギービジョンの策定について検討してまいりたいというふうに考えております。

次に5点目、自然エネルギー利用で地域振興の考えはについてお答えいたします。

自然エネルギーには、太陽光発電をはじめさまざまなものがあります。国土の67%が森林である日本では、昔からまきや炭を使っていました。石炭や石油が登場し、このようなエネルギー

資源は利用されなくなりましたが、最近バイオマスとして再登場しています。

材木を直接、燃やすだけでなく、間伐材や建築廃材をチップにして、火力発電所の燃料にしたり、家畜の糞尿を発酵させて発生するメタンガスを都市ガスにまぜて供給したりと、さまざまなバイオマスが使われております。

日本には、家畜の排せつ物や下水、汚泥、食品廃棄物、建設現場で出る廃材や、森林で使われずに捨てられている木材など、多くの未利用バイオマス資源があります。こういったエネルギーは小規模分散型で、これまでエネルギー生産地とは考えられていなかった地域でも、地産地消のエネルギーとして作り出せることが魅力であり、地域振興や産業振興にもつながるものというふうに思っております。今後、バイオマス構想をはじめ、環境に関する取り組みは全国の自治体で構想が進んでおりますが、民間や住民からの動きが活発になるような支援、仕掛けを検討していくことが大切ではないかというふうに思っております。

以上で、和田議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ご答弁ありがとうございます。

まず1点目なのですが、原発は段階的に廃止をし、そして、自然エネルギーの転換をすべきという件なのですが、先ほどご答弁ありますように、原発の安全神話というものは、これは崩れまして、自然エネルギーへの関心が世界的レベルで広がっている状況であります。ご承知のとおり、政府のほうでも自然エネルギー発電の割合を現在の9%から2020年の、できるだけ早い段階で20%にする前倒しの施策を示されております。また、京都府でも知事は縮原発と言われ、原発依存から段階的に脱却していく必要性を述べておられます。また、政府と同様、京都府でも、これまで自然エネルギーに力を入れてこれなかったわけですが、エネルギー政策の転換を求め、この世論がですね、先ほども申しましたように非常に高くなっているということで、整備を考えるとされております。自然エネルギーの飛躍的普及のためには、私は思い切った目標と期限を決めた、この取り組みが必要であると思っております。

脱原発に向かって、自然エネルギーを大胆に位置づけ、そして計画や体制拡充を図る自治体の動き、これもまた、ふえてきております。

そこで、当町も、何か自然エネルギーの導入について考えておられたら、お聞かせいただきたいと思えます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした必要性は十分承知をしておりますけれども、具体的に、じゃあどういう形でということについては、まだ、全くそうした案を持ち合わせておりません。

せんだっての塩見議員のご質問でも、小水力といいますか、そうしたこともご提案がございましたし、いろんなチップを使った、そうした火力発電みたいなお話もございましたし、また竹を使っただけの、また同じような、そうしたエネルギーを、それで使っていくというようなお話もございましたし、ですけれども、与謝野町としては、どういう方向でという、そうしたものも今のところ計画ができておりませんので、また、今後できてきます地球温暖化対策実行計画なんかの中身もよく見させていただく中で、方向性は定めていく必要があるかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） はい、ありがとうございます。ぜひともご検討のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、先ほど第1回目の質問でも述べましたとおり、近隣、福知山、綾部、舞鶴市、亀岡、京丹波市ですね。これも太陽光発電の普及を目指して、補助金を実施されているわけでありませうけれども、当町、これを導入というか、補助されるお考えというのはあるんでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、今、この4月に「よさの百年の暮らし委員会」が中心になって、そうした計画を策定されておりますけれども、温暖効果ガスの削減に向けて排出抑制の対策と施策など盛り込むこととしておりますので、その中で自然エネルギーの利用によります住民への経済的支援を検討していくということにしております。それらの計画を進める段階で、いろいろな皆さんからのご意見、お知恵をかりていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 次、2点目なんですけど、前回もお聞きしました。自治体でモニタリングポストですね、これの設置ということでお願ひしとったわけですがけれども、確かに、亀岡じゃないですわ。京都府ですね、京都府では事故後、いち早く対応され、このEPZですね、先ほどお話しになりました。これは独自に原発から20キロというふうに拡大され、モニタリングポストは10台。そして、20キロ圏の京都市にもモニタリングポスト、これを設置されたというふうにお聞きしておりました。

しかし、現状を見て、先ほどもおっしゃいましたけれども、20キロ圏だから安全というか、あるとは言えないという、そういうふうに答弁されたと思うんですけども、非常に不安の声というのは多く聞かれております。そして、ご承知のとおり東京はですね、東京でヨウ素、大体200キロほど離れておるかと思うんですけど、東京の金町上水道ですね、葛飾区の、ここではヨウ素が検出されたり、セシウムは、先ほど申しましたとおり、60キロ離れた福井市のほうまで飛散しとるといふ、こういうふうな状況であります。

それで、不安というのは、放射能というのは見えないものですから、町民の皆様も人ごとではないと、そういうふうに思われているかとは思ひます。ですので、京都府のほうに要望していただきたいと、このように思うんですけど、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、この丹後管内で3カ所、モニタリングポストが設置されております。峰山の総合庁舎、そして、府の海洋センターと宮津の総合庁舎ということで、府の施設ということでございます。そうした中で、実際にそうした原発事故が起つてとりますと、そういうこととなりますと、今まで以上にそうした放射線の監視体制が引かれたということになります。そういう、そうしたものではなしに、与謝野町として放射能が測れる測定器を、この9月の補正にお世話になりたいということで、この間の防災会議の中でも、そうした原子力発電所の原子力事故による、そうしたことを、少しでも不安を除けるような形で測れる測定器を購入していこうというふうにしておりますので、今のところ、その対応で、常々の数値等を記録をとって、そうしたことをいつも監視していくというふうな形で進めさせていただきたいと思

っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。

この放射能の件というか、事故後、国に頼らず自治体レベルで、独自に原発事故対策を進めていると、こういうような動きが広がっているわけです。前回というか、前回の質問のときにはガイガーカウンターですね、放射能測定器というのをちょっと私も言いたかったんですけど、ちょっと言いそびれてまして、これは予算のほうで上がっておるのかなと思うんですけど、どのようなものか、ちょっとお願いしたいと思うんですが。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今の質問にお答えしたいと思います。

どのようなものかということですけども、モニタリングポストというのは大きいんですけども、今回、今度は補正予算で上げさせていただいているものは、できるだけちょっと小さいというんですか、携帯的な、こういったものでございまして、ちょっと言葉で説明するのが、大規模なものではないということを私、申し上げたいということでございますので、よろしく申し上げます。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 失礼します。どのようなもの、大体形ではないんです。私の言い方、ちょっと悪かったかもわからないですけど、例えばですね、X線、X線というのは放射能というても α 、 γ 、 β 線とか、種類があるんですけども、あと金額的なもんもわかたらお願いしたいんです。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、最初に金額のことを申されたかと思えますけども、約で申し上げます、約50万円ぐらいのもんなんです。これにつきましては、空間の線量率といったものを測定対象にしてあります。いわゆる γ 線と中性子線といったものでございます。

大変難しいんですけど、サーベイメーターと申しております。そうしたもんで、今、申し上げましたように測定線種としましては、 γ 線と中性子線を、いわゆる空間線量率といったものを測定対象といたしております機器でございます。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） はい、ありがとうございます。

3番目ですね、原子力防災計画ということで、先ほどご答弁いただいたと思います。

けさの塩見議員のご質問の中でもありましたけれども、こうやっているんな災害がふえていく中で、防災計画というものも見直す時期にきとるのかなというふうに考えておるんですが、ここでまた原子力という、こういう問題もふえてきて、想定外なことが起ってきとるわけなんで、この点、また防災計画の見直し、先ほどご答弁いただいたと思うんですが、これ見直しを早急にしていただくということでもよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 府が出されました、そうした防災計画に基づきまして、暫定的な計画とはいえ、特にEPZの範囲を20キロまで広げられたと、私どもの与謝野町は、本当にそこをかするような格好の場所でございますけれども、風向き等によっては非常に危険なこともあり得るだろうというふうには思っております。

しかし、せんだって京都府北部の7市町長が集まりまして、府に対します、いろんな要望をいたしました。そのときにも、やはり北部は北部で連携してやっていると、実際に原発に近い舞鶴あたりの市町と、やっぱり我々のように、むしろそうしたことが起こったときに避難者を受け入れる役割のある市町とでは、やはり常々、大体どれぐらいの人数の方を具体的に受け入れるんだとか、そうしたこと、あるいはいろんな備蓄品もそれぞれ自治体ごとに蓄える、そうした計画を広域で持っていこうとか、いろんな話し合いをさせていただきました。

ですから、うちの町の、そうした計画だけではなしに、やはり近隣の市町との連携の中で、やるべき役割が、また出てくるんだというふうに思いますし、本当に舞鶴あたりはほとんど全部の方が外へ避難しなければならないような状況のときに、その近隣が、どう受け入れをするのかという非常に非常にシリアスな問題も今後、検討されていくことだろうというふうに思いますので、やはり少しでも災害を減災で抑える、そうした努力というものを我々もしていく必要があるというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いします。

次4点目、エネルギービジョンの策定をとということですね、これ検討していただくというご答弁だったかなと思うんですけども、ぜひこれについては、答弁は結構なんですけれども、エネルギーの導入や普及啓発に尽力していただきますよう、お願いしたいなと思います。

最後、自然エネルギーの利用で、地域経済活性化ということでご質問をさせていただきました。私は、この自然エネルギーの利用はですね、今、地域経済というか、地元の業者さんなんか大変苦勞されている中なんですけども、この自然エネルギーの利用というのは、地域経済の活性化、これに大きな効果があると私は考えておるんですけども、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それぞれの町が、非常にそれぞれの特色ある中で、そうした材料といいますか、原料といいますか、そうしたものの取り組みがいろいろと始まっているというふうに思います。

与謝野町でどうだという、なかなかそこまでは限定ができませんけれども、それらについては本当に研究、検討していく必要があるかなというふうに思っております。

国のほうでも、せんだってテレビをしっかりと見てなかったんですけど、ちょっと見ますと、日本の周りに天然ガスのもとと言いますか、非常に、よそにはないけれども、そういう天然ガスというものも抱負にあると、それをどう生かしていくかみたいなことによって、100年ほど先までは、そういったことでもつんではないかなというふうな話を聞きましたけれども、具体的にどういうものなのか、私どもにはなかなかわかりませんが、やはりこれは小さな一自治体だけではなしに、国のほう、また府なんかの資料の中で、自分たちでできる、そういう自然エネルギーの確保については、真剣に考えていく必要があるかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。

地域内経済効果、それとエネルギーの地産地消ということで、具体的な、この例を挙げますと、オーストラリアなんですけど、これは、ギュッシング市ですね。ちょっと言いにくいんですけども、この市の市外から7億4,400万円の重油を調達していたのを、バイオマスにかえること

で2005年には市外からの調達をゼロにし、市内から16億3,200万円の調達、関連での市税収入が1億4,400万円ふえ、雇用は1,100人にふえたと言われております。

また、日本では北海道のある市では、年間6,300万円の重油代を払っていたボイラーを、1,400キロワットのバイオマス発電ボイラーにかえられました。これにより地元にかかるお金は以前のスタンドの取り分630万円から1億7,950万円にふえたと言われております。これだけ、地元の雇用と仕事がふえたという結果が出ておまして、これほどこの地域にも当てはまるんじゃないかというふうに書かれております。

この点はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、私自身がなかなかどうしたエネルギーが、この地域にあっているのかというようにそこら辺までの、まだ、知識もないもんですから、お答えすることはできませんけれども、あらゆるいろんな可能性というものはあるというふうに思っております。

木材を単に燃やすだけではなく、それで蒸気をつくって、その蒸気でタービンを回していくというような方法もあるでしょうし、ごみでやっているところもあるでしょうし、いろんな方法があるんじゃないかなというふうに思いますし、それらについても研究しながら、皆さんのご意見を聞きながら、地産地消していけるようなシステム、まずは、そういうことが必要かなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ぜひとも、この大変厳しい経済状況の中ですので、地域に合ったエネルギー政策、自然エネルギーを取り入れるというようなことを考えていただきたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

議 長（井田義之） これで、和田裕之議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、あす9月13日、午前9時30分から6人の方の一般質問を行いますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

(散会 午後 4時39分)